

平成27年第4回占冠村議会定例会会議録（第1号）

平成27年9月14日（月曜日）

○議事日程

			議長開会宣言（午前10時）
			所管事項に関する委員会報告（議会運営委員会）
日程第 1			会議録署名議員の指名について（3番・4番）
日程第 2			会期決定について
			議長諸般報告
			総務産業常任委員長報告
			村長行政報告
日程第 3	報告第 1号		平成26年度占冠村健全化判断比率の報告について
日程第 4	報告第 2号		平成26年度占冠村資金不足比率の報告について
日程第 5			一般質問
日程第 6	承認第 1号		専決処分につき承認を求めることについて
日程第 7	議案第 1号		財産の無償貸付について
日程第 8	議案第 2号		北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第 9	議案第 3号		北海道市町村総合事務組合理約の変更について
日程第 10	議案第 4号		北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
日程第 11	議案第 5号		占冠村個人情報保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 12	議案第 6号		占冠村手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 13	議案第 7号		平成27年度占冠村一般会計補正予算（第3号）
日程第 14	議案第 8号		平成27年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 15	議案第 9号		平成27年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 16	議案第 10号		平成27年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 17	議案第 11号		平成27年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（8人）

議長	8番	相川 繁治 君	副議長	1番	工藤 國忠 君
	2番	木村 一俊 君		3番	大谷 元江 君
	4番	長谷川 耿聰 君		5番	山本 敬介 君
	6番	五十嵐 正雄 君		7番	佐野 一紀 君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

(長部局)

占冠村長	中村博	副村長	堤敏満
会計管理者	小林潤	総務課長	田中正治
企画商工課長	松永英敬	保健福祉課長	小尾雅彦
福祉施設推進室長	中田芳治	産業建設課長	岩谷健悟
林業振興室長	田畑泰行	トマム支所長	多田淳史
総務担当主幹	蠣崎純一	職員厚生担当主幹	細川明美
財務担当係長	野原大樹	税務担当係長	杉岡裕二
企画担当係長	佐々木智猛	商工観光担当主幹	後藤義和
戸籍担当主幹	石坂勝美	国保医療担当主幹	上島早苗
社会福祉担当主幹	高桑浩	保健予防担当主幹	松永真里
介護担当主幹	木村恭美	村立診療所主幹	合田幸
農業担当主幹	阿部貴裕	土木下水道担当主幹	岡崎至可
建築担当主幹	嵯峨典子	建築担当係長	橘佳則
水道担当主幹	小林昌弘	環境衛生担当主幹	平岡卓
林業振興室主幹	鈴木智宏		

(教育委員会)

教育委員長	藤本重克	教育長	藤本武
教育次長	伊藤俊幸		

(農業委員会)

会長	安田堅吾	事務局長	岩谷健悟
----	------	------	------

(選挙管理委員会)

書記長	田中正治
-----	------

(監査委員)

監査委員	鷺尾心英	監査委員	山本敬介
事務局長	尾関昌敏		

○出席事務局職員

事務局長	尾関昌敏	主任	八木香織
------	------	----	------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（相川繁治君） みなさんおはようございます。ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから平成27年第4回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長長の報告を求めます。

議会運営委員長、五十嵐正雄君。

○議会運営委員長（五十嵐正雄君） 9月4日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。今期定例会における会期は、本日14日から15日までの2日間といたします。議事日程、日割等については、あらかじめお手元に配布したとおりです。

以上で報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、3番、大谷元江君、4番、長谷川耿聰君を指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から

9月15日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月15日までの2日間と決定しました。

◎諸般報告

○議長（相川繁治君） これから諸般の報告を行います。事務局長。

○事務局長（尾関昌敏君） 審議資料の1ページをお願いいたします。1、今期定例会に付議された案件は報告第1号から同意案第3号までの18件です。2、議員提案による案件は意見書案7号から意見書案8号までの2件です。3、説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下、記載のとおりです。4、平成27年第3回定例会以降の議員の動向は6月19日広報特別委員会から記載のとおりでございます。審議資料の7ページから8ページは平成26年度5月分の例月出納検査結果でございます。審議資料の9ページから10ページは平成27年度5月分の例月出納検査結果です。審議資料の11ページから12ページは平成27年度6月分の例月出納検査結果です。審議資料の13ページから14ページは平成27年度7月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に議長に提出された総務産業常任委員会の報告書について説明を求めます。総務産業常任委員長、佐野一紀君。

○総務産業常任委員長（佐野一紀君） 所管事務調査に関する調査について報告いたします。占冠村議会議長、相川繁治様。占冠村総務産業常任委員会委員長、佐野一紀。

調査期日は平成27年6月25日であります。調査事項については記載調査事項として1から7まで記載のとおりであります。調査経過

については調査にあたった村長、各担当者の同行により現地説明を受けながら実施した。調査結果についてご説明いたします。

(1) 中央へき地保育所現況調査について。老朽化が進んでおり早急に建設計画に着手されたい。なお、新計画にあつたては福祉ゾーンでの建設に考慮されたい。当面は窓まわり、トイレスペース、換気扇の修繕が必要である。

(2) 第2トマム団地1号線改良舗装工事状況調査について。工事は終了していたが、工事が冬季に入ったため住民とのトラブルや手直し工事が発生したので発注とき期に配慮されたい。

(3) 上トマム地区ポンプ場築造工事状況調査について。工事は終了していた。工事終了後は緑化等の環境整備に配慮されたい。

(4) 上トマム地区取水施設築造工事状況調査について。工事は終了していた。工事終了後は緑化等の環境整備に配慮されたい。

(5) トマムへき地保育所現況調査について。雨漏り、蛍光灯については抜本的な対策を講じられたい。なお、防護柵の出入り口の施錠については安全対策に配慮されたい。

(6) 旧平岡商店の跡地利用について。利用者と充分協議しながら使いやすい施設に整備されたい。

(7) 最終処分場現況調査について。将来に向け埋立てか焼却にするのかの方向性を決め早急に計画に着手されたい。ごみの減量化にも努められたい。

5、調査の継続。委員会での調査の結果は上記のとおりであるが、今後も引き続き調査を行うものと決定したところであります。以上でございます。

2番目に所管事務調査に関する調査報告を行います。占冠村議会議長、相川繁治様。占冠村総務産業常任委員会委員長、佐野一紀。

このことについて次のとおり事務調査を実施したので報告します。調査期間は平成27年7月6日から7日の2日間であります。出席者は議会議員7人です。3、調査地については

安平町役場追分庁舎。調査項目は人口減少対策の取り組みについてであります。②については札幌管区气象台。天気予報、地球温暖化についての調査をしてみました。

安平町での調査報告を發表いたします。人口減少対策の取り組みについては、まとめとして、安平町は、昭和35年に1万4468人の人口が、平成27年3月末には8543人に減少した。人口減少に対応するため、現状の把握を行った。

(1) 平成27年3月末の8543人これをどう捉えるか「若年層が減り高齢者が増加していることが問題」であるというご意見でございます。

(2) 減少の要因「自然減」と「社会減」、「20代の若者」と「70代の高齢者」の転出。(3) 何もせずに諦めるか、未来はないのか。「未来に継承するため地域の積極的な戦略展開ということをお話してくれました。その対応策として「出生率の向上」と「子育て世代の転入」、この両輪の施策が必須とされ「自然減対策」「社会減少対策」として年間200以上の各種事業に加え、次の3つの重要施策を策定して取り組んでいる。

重要施策1として道の駅・鉄道資料館の建設。重要施策2として追分地区児童福祉複合施設整備に伴う公共施設集約と再配置。重要施策3、地域コミュニティ放送「あびらチャンネル」の整備。

1、子育て支援について。(1) これまで少子化対策・子育て支援に関する施策としてきた指針「安平町次世代対策行動計画」の分析、評価を行った上で、地域の実情に応じ「安平町子ども・子育て支援計画」を新たに策定して推進している。また、本計画を「安平町総合計画」の「子ども・子育て」に関する分野の部門計画として位置付け、福祉・教育・保健・医療・環境・住宅などあらゆる施策を総合的に推進して

いる。(2) 早来地区町立認定こども園は、公私連携幼保連携認定こども園として平成28年度民営化を目指すとしている。(3) 具体的な支援策として、子育て支援・教育関係では、各種幼児教育・保育施設の充実、出生祝金制度(第4子以降50万円)など12項目、「健康・福祉関係」「移住定住・産業支援」「生活潤い施設・生活環境」など決め細かく生活に密着した支援制度が策定されていた。

2、デマンドバスについて。人口減少を食い止めるため、住宅・交通確保の第1歩として、平成25年4月から運行を開始した。安平町商工会が事業主体となり、ハイヤー会社2社に運行業務を委託、町は10人乗ワゴン車を無償貸与、定とき・定路線型から、利用者の自宅と街中を繋ぐサービスを提供している。バスは、追分・安平・早来・遠浅の4地区へ各10便運行しており予約制である。料金は大人(中学生以上)300円、小人(小学生)150円。

3、民間賃貸共同住宅等建設促進事業について。担当者が不在のため議会事務局長から説明があった。政策的に公営住宅は建設しない方向にあり、民間アパート建設助成事業を行っている。「助成金 合計額=当該基準額/1戸当たり×戸数」ということでありました。

総括及び課題については、本村において事業計画作成は民間にたたき台を発注するのではなく庁内での議論はもちろんのこと住民・事業者・団体との意見交換を重ねて理解を深める努力が必要と思われる。

住民の理解を得て村政を進めていくには、住民懇談会・移動村長室・各種団体との話し合い等を形式的ではなく内容・質の充実に努めていく必要がある。

札幌管区气象台視察については、天気予報・地球温暖化などスライドによる説明・また气象台の業務(気象状況の監視・予測や地震・火山

の観測の実務状況)を視察した。

特に人間活動が引き起こした、「温室効果ガス」の増加による「地球温暖化」は、自分たちの手でゼロにしなければならないと強く感じた。以上であります。

○議長(相川繁治君) これでは諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長(相川繁治君) 村長から行政報告のため発言を求められておりますので、その発言を許します。

村長。

○村長(中村 博君) みなさんおはようございます。

ただいま議長のお許しがありましたので、平成27年6月19日以降の行政報告を申し上げます。審議資料の4ページをお開きください。まず報告事項について申し上げますので、別に配付した行政報告をご参照願います。

(1) 北海道旅客鉄道株式会社への要請活動について。6月24日北海道旅客鉄道株式会社(JR北海道)を訪問し要望活動を行いました。星野リゾート トマムとの定期協議において、懸案事項として協議していた事項がありましたので、要望活動には星野リゾート トマムも参加いたしました。

内容はJR占冠駅について①トイレの洋式化、②ホームのバリアフリー化、JRトマム駅について③駅舎内改修・トイレの洋式化・定期的な清掃の実施、④下り線ホームのバリアフリー化、⑤上り線ホームの利用、⑥スーパーおおぞら4号の停車の6項目について要望いたしました。

JR北海道からは、①トイレの大規模改修は駅舎の改修に合わせて行いたいと考えているが、特別清掃で美化を保ちたい。②、④バリアフリー化については国の指針があり、両駅の利用状

況を見るとすぐに取りかかれる状況にないが、費用負担など自治体によっていろいろな取組がある。③トイレの洋式化については、建設当ときの考えが簡易水洗トイレであり、本格的な水洗トイレにするにはインフラそのものが必要なので難しい。トイレ清掃は特別清掃を行い、美化を保ちながら今後のことを検討したい。⑤土地利用の状況、利用者の状況が分かったが、すぐに結論は出せないが検討する。⑥石勝線事故以来、車両のメンテナンス体制を強化しており、車両の増席ができない状況で、現段階において停車するのは難しいとの回答でした。特別清掃につきましてはJR占冠駅、JRトマム駅で実施されています。

7月31日に6月24日の要望④、⑤に対応するためJR北海道の担当者が来村し、現地調査と意見交換を行った結果、それぞれの問題や課題を整理し、協議を継続することになりました。

(2) 占冠村猟区管理運営委員会について。7月8日に占冠村猟区管理運営委員会(会長占冠村長)を開催し、平成26年度の猟区実績報告、本村のエゾシカ対策に関する状況報告、平成27年度の猟区運営方針について提案し意見をいただきました。

平成26年度では延べ入猟者数13人、捕獲頭数10頭、経済効果としてガイド料等村への収入が33万円、村内宿泊料等19万6千円 計52万6千円と推計しています。

平成27年度の猟区運営については期間を10月から翌年4月とし、延べ入猟者数34人、シカ捕獲頭数の上限として68頭を計画しています。

狩猟の区域は、国有林においては事業等で入林できない区域を除いて狩猟の対象とし、民有林においては無雪期を中心に好適な場所があることから、昨年同様、富良野地区森林組合と協議し区域を調整します。

狩猟期の捕獲となりますので、平成27年度も

ガイドハンティングを行い、村民にとっても狩猟者にとっても安全で安心な猟区の運営を行ってまいります。

シカによる牧草被害は平成23年度の1407万9千円をピークに以降減少し、平成27年度では636万6千円まで減少しています。

(3) 平成27年度上川中南部各期成会夏季要望について。上川中南部で構成する旭川十勝道路整備促進期成会、石狩川上流治水促進期成会、石狩川上流砂防事業促進期成会3期成会の国・道に対する要望活動を7月15日に行いました。

北海道中央部の高規格幹線網の空白地帯を解消する旭川十勝道路は、北海道縦貫自動車道と北海道横断自動車道つなぐ高速ネットワーク機能を有するもので、十勝岳の噴火が予想されるなか災害・救急の経路確保、富良野美瑛広域観光の振興、観光とき期の交通混雑の解消、農畜産物の輸送路確保など多くの効果が期待されています。また観光面では新千歳空港・旭川空港・帯広空港を結ぶ道路となり周遊観光を行うには欠くことのできない道路であります。

占冠においては生活圏である富良野市への医療機関受診・福祉施設利用、高校通学と言った教育、日常生活での買い物、二次医療機関である富良野市への救急搬送など生活と命をつなぐ道路となっています。

こうしたことから、事業区間である「富良野道路」「富良野北道路」「旭川東神楽道路」の更なる整備と、未事業区間である「富良野市～占冠村間」「東神楽町～中富良野町間」について強く要望してまいりました。

本村には2カ所のインターチェンジがあり、ジャンクションを占冠IC付近にするかトマムIC付近にするか議論の必要があり、議会とも協議しながらルート設定を進めてまいります。

(4) 「プライムロードひがし北・海・道」推進協議会臨時とき総会について。7月29日に「プ

ライムロードひがし北・海・道」推進協議会の臨とき総会が開催されました。

この臨とき総会では、平成27年度の事業計画の協議を行いました。承認された事業計画等を観光庁へ提出し、事業及び事業費の決定をいただいた後、本年度の事業を進めていくものです。

事業の概要は、①事業計画策定・マーケティング調査、②受け入れ環境整備・交通アクセスの円滑化、③滞在コンテンツの充実、④対象市場に向けた情報発信・プロモーションで総事業費9400万円、全額国費となっています。

本事業は、平成27年度から平成31年度の5か年計画で、目標数値として外国人来道者数・外国人延べ宿泊者数の北海道シェアを14.5%、道内における道北・道東エリアのシェアを22%に設定しています。また、観光消費額、満足度など平成27年度調査結果を踏まえ設定していくものです。

本協議会では、占冠村のほかにNOP法人占冠・村づくり観光協会が構成員で、広域観光周遊ルートではトマムが拠点地区になっています。

本事業は、今後外国人観光客の増加、北海道新幹線開業を見込み、道北・道東への誘客を本格的に行おうとするものです。

(5) 第5回国際野生動物管理学会議占冠村エクスカーションについて。エクスカーションとは訪れた場所で案内人の説明を聞きながら参加者も意見を交わすという「体験型の見学会」を意味しています。

7月26日から7月30日札幌コンベンションセンターにおいて参加47カ国、野生動物管理の専門家1200人が集い、第5回国際野生動物管理学会議が開催されました。

本村からもブースを開設し展示と販売を行ったほか、円卓会議では「シカと森林の持続的管理」に参加し、村のシカ対策について発表してきました。会議終了後、参加者はエクスカーション

が開催される道内4か所に分散しました。

本村もエクスカーションの開催地となり、8月1日と2日の日程で受入を行い、会議の基調講演をされたロシア科学アカデミー、バスキン教授など19人の外国人研究者の訪問がありました。

林業振興室職員並びに野生動物に関係する大学や、研究機関等のスタッフ17人が通訳とワークショップ等の現地案内、食事の提供を行い、手作りのおもてなしが好評を得ました。

ワークショップでは山づくりと野生動物、ライトサーモセンサス、シカ捕獲とジビエ工房視察、薪センターの視察と体験を提供し、意見交換を行いました。

世界最大の野生動物学術団体がアジアで初めて開催した会議に参加し、エクスカーションを行ったことは、今後の情報交流とネットワークを構築していくうえで成果がありました。

(6) 高橋はるみ知事来村について。8月6日に高橋はるみ北海道知事が占冠中央小学校を訪問されました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、北海道において「北海道総合教育大綱」の策定作業を進めており、素案提示前に教育現場や地域の実情を知ろうと地域教育ミーティングでの来村となりました。

訪問先の占冠中央小学校は、上川管内の他市町村に先駆けてコミュニティスクール（地域運営学校）制度を導入しており、その状況視察と学校関係者との意見交換が目的となっています。

学校長より、地域住民が学校経営に参画する取り組みの状況と北海道大学・星野リゾート トマム・占冠村の三者連携協定による「川の学校」「雪の学校」、アスペン市との国際交流、ICT機器を活用した授業等の具体例を報告いたしました。

懇談終了後、高橋知事より「小さな村だから

こそできる、顔の見える教育が実践されている」、
「全道でコミュニティスクールの普及に努める
ので、モデルになるよう期待している」との評
価をいただきました。

(7) 占冠村新規就農支援協議会について。
8月11日に占冠村新規就農支援協議会を開催し、
議案2件の審議を行いました。

1件目は、平成28年7月に新規就農者として
農業経営を目指し、農業実習を行っている今村
彰吾氏の就農地について協議いたしました。本
人の希望で、採草地はホロカトマムの私有地
13.5haと村有地7.2ha、放牧地は下トマム1線の
村有地28.5ha、牛舎・堆肥舎等の施設用地とし
て下トマム3線の村有地1.4haをそれぞれ賃借す
ることで進めることになりました。

2件目は、字ニニウに在住している黒井宏諭
氏の新規就農者としての認定について協議いた
しました。黒井氏は平成26年9月に移住者と認
め、旧サイクリングターミナル施設及び周への
土地を賃借し移住しております。現在、めん
羊を飼育しながらニニウキャンプ場の管理業務、
有害獣駆除を行っておりますが、本格的にめん
羊飼育を行うため新規就農者の認定を申請され
営農計画書が提出されたものです。

認定者になれば月額14万円を2年間支給され
3年以内に機械を購入した場合2分の1を補助
する制度です。

黒井氏より営農計画の概要説明が次のように
ありました。5年後を目標年とし、めん羊の飼
育頭数を現在の18頭から114頭に、経営面積を
3.2haを4.0haに規模を拡大する内容で、奥様と
2人で経営をしていくこと、副業としてエゾシ
カ肉の販売、キャンプ場の管理人などを計画し
ている内容です。

審議の中では、「資金計画や営農計画は堅い数
字を見ているが計画の頭数では厳しいのではな
いか」等の意見が出されましたが、面談で、黒

井氏の経営に対する熱意と実践力、副業も安定
していることから認定することとし、9月1日
に認定書を交付いたしました。

主な業務は記載のとおりです。入札につつま
しては占冠村小規模多機能伽託介護施設外構工
事ほか12件を執行しております。

以上で行政報告を終了します。

○議長（相川繁治君） これで行政報告は終わ
りました。

◎日程第3 報告第1号から日程第4 報告第2号

○議長（相川繁治君） 日程第3、報告第1号、
平成26年度占冠村健全化判断比率の報告につい
ての件、及び日程第4、報告第2号、平成26年
度占冠村資本不足比率の報告についての件を一
括議題にします。

本件についての説明を求めます。総務課長、
田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書の1ページ
をお願いいたします。報告第1号、平成26年度
占冠村健全化判断比率の報告についてご説明申
上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関す
る法律第3条第1項の規定により、平成26年度
占冠村健全化判断比率を監査委員の意見を付し
て報告するものでございます。平成26年度決算
に基づく4つの健全化判断比率についてご報告
いたします。表左から実質赤字比率ですが、定
められた数式により算出された数値は、マイナ
ス3.00%となり赤字額がないことにより標記の
とおりとなります。

次に連結実質赤字比率についても、マイナス
4.73%となっており赤字額がないことにより、
標記のとおりのとおりとなります。

次に実質公債費率ですが、平成26年度では
6.21%ですが、過去3カ年の平均値をもって標

記することから、6.2%となります。

次に将来負担比率については、昨年度マイナスとなっており、数値は記載されておりましたが、本年度においては充当基金等の減少に伴いまして5.8%となります。また、表下段に括弧書きで早期健全化基準を記載しておりますが、いずれも基準内であることを報告させていただきます。

なお、監査委員の意見書につきましては、別冊で配布させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の3ページをお願いいたします。報告第2号、平成26年度占冠村資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度占冠村資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。本比率については、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、両会計においては黒字会計となっており、資金不足が発生しないため算出されないことから標記のとおりとなります。

また、監査委員の意見書につきましては別冊で配布させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 1ページの健全化判断比率のところでおたずねいたします。

概ね財政状況は良好であるということがわかりましたけども、ストックの指標であります、この将来負担比率が5.8ということで数字が出ております。イエローゾーン350.0に比べますとかけ離れておりますし、夕張の800という数字から見るとすごく良い数字だとは思いますが、昨年、

一昨年とマイナスの比率で出ているわけなんです、マイナスからプラスに変わりました。マイナスからプラスになるということは、どういふことであるのかなという説明と基金の減少が大きな原因であったという説明がありましたけども、そのプラスになったということが基金の減少だけなのかどうか、そこについておたずねいたします。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） ただいまの木村議員のご質問にお答えしたいと思います、将来負担比率の増加でございます。私どもが考えております大きな要因としては、いくつかございまして、富良野広域連合の地方債残高が増加したこと、これはポンプ車の購入によるものでございます。それから、財政調整基金と特定目的基金の取り崩しが行われまして減少したことが挙げられます。昨年度で施設等の建設等を含めてですね、大きな基金を使ったわけですが、前年度と比較しますと1億7300万程度、財政調整基金、特定目的基金が減少をしていると実態にございます。

また合わせて平成26年度の普通交付税の減少によりまして、標準財政規模、村の歳入見込み額も減少しておりまして、これらの要因も重なり、つまり村の抱える負担に対して貯金と収入が減ったために将来への負担への影響が出たと、比率として出てきたということでございまして、標準財政規模で申し上げますと、平成25年度18億3100万程度のものが、平成26年度16億4700万円ということで1億8400万程度歳入が減っているということで、これは大きくは普通交付税の減少が大きな要因として考えられます。そういったことで、この財政規模も減少したということでございます。

今後の見通しにつきましては、地方債の現在高は臨とき財政対策債、それから過疎債の借入

れによって増額は見込まれますが、それぞれ臨時とき財政対策債は100%の交付税措置、過疎債は70%の交付税措置がありますので、将来に大きな負担を及ぼすというふうには考えていないところでございます。しかし、国の動向によっては交付税が減少し、基金を取り崩さなければならぬ情勢になったとしましたら、来年度以降も将来負担比率が増加するということは考えられると考えております。村としましては、いずれにしても歳入に見合った歳出の方針に変わりはなく、健全化判断比率を参考に健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑をおわります。

以上で、報告は終わりました。

◎日程第5 承認第1号

○議長（相川繁治君） 日程第5、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書の5ページをお願いいたします。

承認第1号専決処分につき承認を求めることについて。本件は緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

内容は委託料、工事請負費において事業執行上緊急を要したもので一般会計補正予算第2号、6ページ専決処分書にてご説明申し上げます。

平成27年度占冠村一般会計補正予算第2号は、

歳入・歳出それぞれ580万円を追加し、歳入・歳出予算の総額をそれぞれ24億9900万円にしようとするものでございます。

以下事項別明細で、歳入からご説明申し上げます。議案書10ページをお願いいたします。歳入からご説明いたします。

15款、道支出金、2項、道補助金は林業振興費の工事請負費増額にかかわる補助金で331万5000円の増額でございます。19款、1項、繰越金は前年の繰越金248万2000円の増額でございます。20款、5項、雑入はトマム産業振興住宅用用地売買にかかる用地測量調査費分担金で3000円の増額でございます。

次に歳出についてご説明いたします。議案書11ページになります。

2款総務費、1項、総務管理費において4目、財産管理費でトマム産業振興住宅用地測量業務委託料34万2000円の増額。11目、諸費で中央地区避難路新設工事の増額によりまして工事請負費95万8000円の増額でございます。

6款、農林業費、2項、林業費において林業専用道鬼峠支線開設工事の増額によりまして工事請負費450万円の増額でございます。

戻りまして7ページ補正後の歳入・歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を省略します。

これから、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第6 一般質問

○議長(相川繁治君) 日程第6、一般質問を行います。一般質問につきましては要望、お願いは控えるよう気をつけていただきたいと思います。順番に発言を許します。

5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) 皆さんおはようございます。議長よりお許しをいただきましたので質問させていただきたいというふうに思います。

野生獣有害駆除対策と猟区についてです。わが村の有害駆除対策は、狩猟による駆除と資源の有効活用ということで2012年、平成24年4月に野生獣処理加工施設「ジビエ工房森の恵み」を建設して進めてきました。森林のですね、大切な資源であるエゾシカを有害駆除、農業被害という側面だけで見るとはならず、生物対応性を担保する大切な地域の資源、そして地域の食料ということで取り組んできた、このことは酪農学園大学はじめ、研究機関との連携、それによってまた新たな知見を得るということで非常に評価できるというふうに考えております。

先程、村長の行政報告の中でもありました。改めてですね、現在の有害駆除の状況、そして猟区の進捗についてお伺いしたいと思います。

○議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) お答えいたします。村が管理する占冠村猟区は、平成26年9月から10年間の設定期間を設けて安全で管理された狩猟環境の実現に向け現在取り組んでおります。

また、当面2年程度を準備期間として専門スタッフがさまざまな鳥獣対策や調査等に從事す

る体制を整備する必要性から、鳥獣に精通した専門的なスタッフ、専門的な人材として地域おこし協力隊制度を活用して2人の専門スタッフを林業振興室に配置し、その後本格運営を目指し現在取り組んでおります。以上です。

○議長(相川繁治君) 5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) いま説明がありました、こうした農業被害の軽減、そして猟区の仕組みを支えてきたのが現在その地域おこし協力隊制度を利用して配置をしている2人の専門員です。

実は今年度でその地域おこし協力隊の制度はその2人については終了を向かえるということで、現在、国の隊員一人当たり年間400万円を上限に支援を受けて配置をしているということですが、次年度以降、この体制をどういうふうにされていくのか村長にお伺いしたいと思います。

○議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) お答えいたします。地域おこし協力隊の任期でございますが、平成28年6月末となっております。ただ当初より年度末の雇用期間としておりますので平成29年3月末までの配置として考えております。任期以降の詳細につきましては、今後検討してまいりますけど、引き続き現行体制を維持してまいりたいと考えております。以上です。

○議長(相川繁治君) 5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) 平成29年の3月まで現行体制でいかれるということでもありますけれども、この猟区というのは今後も続いていくわけでありまして、そしてその猟区、有害駆除対策が村の中でこれからも重要な政策の位置を占めていくと理解をしています。

猟区はですね、エゾシカやヒグマの有害駆除の対策に重きを置いていると思いますけれども、修学旅行のですね教育的な側面、現在も民間ベースではありますが、エゾシカの農業被害

を見て生産者の話を聞き、そしてエゾシカの解体施設を見て実際に解体を見て、その加工した製品も勉強して最後にはしっかりとエゾシカを食べるといった体験型の修学旅行が非常に評価を得ているという現状もあります。そしてエゾシカの協会のほうからは、法律上外国からの狩猟というのは難しい状況ではありますけども、国内の狩猟を中心としたツーリズムそういったものも進めていきたいというような声もあります。猟区もしくはこの専門員はですねこういったことも担っていくそういった人材だというふうに思っていますけども、この猟区の今後について村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） この猟区につきましては、先程申し上げましたようにとりあえず10年間の期間設定となっております。この間、エゾシカ対策におきましては、平成23年度にエゾシカ対策基本構想というものを策定して、それに基づいて進めている訳ですけど、今後「ジビエ工房森の恵み」の有効活用を本格化していきたいということもございます。

また、食品衛生法上のそういった法律も遵守しながら、適正な管理、運営を行ってまいりたい。今後においてもエゾシカを資源として捉えていながら、色々な面で進行して行きたいと思っていますし、それには安全で安心な猟をしていただく、村民にとってもそういった環境でエゾシカの個体数を管理していくとそういった方向には変わりあるものではございません。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 現在の状態を平成29年3月末まで続けると。猟区については10年間設置が決まっているということでもあります。

やはりですね今いる人材を村内に定着していただいて、こういった仕事を、精神的な仕事も

含めて進めて行っていただくということでは、やはり市内に人材がいるということではなく独立した形で、例えば西興部村はNPOとして猟区の管理をしているという先進例もありますので、村内にですねそういったNPOがあつて猟区の管理、それとその他の色んな仕事をして行くという形が望ましいのではないかなと考えているんですが、そのあたりの方向性について村長にお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 野生資源、野生動物もそうですし、山菜含めたそういった野生の資源、村には豊富でありますけど、これをいかに保存しながら活用していくか、そういうのは非常に難しい課題だとも考えておりますけど、専門的な分野としてとらえておまして、今後、いまの地域おこし協力隊2人配置しておりますけど、そういった人材を育成していくことは今後村の振興にも繋がるとも考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） ちょっと質問が先に言っちゃった感じなんですけども。いま村長が言われたように、村内にはこのエゾシカとかヒグマとか以外にも大変有効な資源が沢山あると、すぐにお金になるものではないかもしれないですが、長い目でみると非常な経済価値も出てくると思われま。お金に換算することが全てではないんですけども、現在、地域にある資源をお金に換算して、その地域が持っている資源力というような表現方法も出てきております。これを管理する人材を育成していきたいというお話でありましたが、具体的にそのNPO化していくのか、それとも行政として行政の中にそういった仕組みを作っていくのか、そういったことの方向性を最後にお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） ちょっと話はそれます

けども、占冠村の総面積の94%が山林でございます。今後村の振興を考えますと、やはりそういった山林を活用した振興策が必要でないかと考えております。

基本的にはその山作りになるわけですけど、そこから発生する副産物、今も利用していますけどもバイオマスエネルギーですとか、山菜、エゾシカ、これからの商品化に向けて取り組んで行きますメイプルシロップ、それから赤岩青巖峽をはじめとした自然景観の保全、そういったやらなければならないことが沢山ある訳ですけども、それを実現していくには長い期間が必要だと考えております。

先程言いました、専門的に分散されていくであろう色々な分野、そういった人の育成ということは、やはり専門的な人を育成するには人に投資するといったこともありますし、長いスパンで考えていかなきゃならないということもありますので、とりあえずどこを優先していくか、何を優先していくかということを内部で検討しながら人材育成に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ましたので、大きく分けて2点について質問をしていきたいと思っております。

農業生産人口増を生かす農業政策をとということで、これらについては6月の定例会でも質問をしたところです。村内では先程、村長の行政報告にもありましたように昨年の秋以降、農業に従事しようとする人、既に従事している人が村内では今までにない形で現れてきております。

一つにはニニウでの羊を使った新規就農、また今年の春からは双珠別で結婚によって、農業後継者が出てきたと。それから中央地区についても、肉牛農家で結婚された方が旦那さんとU

ターンしてきて農業に従事するとういう形が現れています。また、現在実習中でありましてけれども占冠地区にトマトの栽培を中心とする農業をしようとする人が既に土地等を確保してこれから入植して生産活動に入っていくと。また、下トマム地区行政報告でもありましたように肉牛生産という形で新たに新規就農してくると。また、まだ具体的ではありませんけれども双珠別地区においては、今サラリーマンしている夫婦が親の後を継いで肉牛生産にやりたいと。

このように、昨年の秋から今までにない形で本村では農業生産人口が増えてきている、または増えるという状況にあります。これらの動きというのは、我々大変歓迎する動きだと思っています。これについてはこの間の村の取り組みの成果が徐々に表れてきており、村を始めとする関係団体等の努力がやっと実ってきたのかなとういうふうに思っているところです。

問題はこの人達が、過去にもあったんですけど、入植してきて結果的には辞めていくとう繰り返しがずっと続いてたわけですけども、この人達が確実にですね農業政策活動や営農活動を推進して、住民として生活できるような村として、この好機を捉えてですね具体的な施策を推進する必要があると思っています。6月の議会でもこのことについては強く求めたところがあります。このへんについて、まず村長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。6月の議会で議論させていただきましたけど、村の施策といたしましては占冠村新規就農等支援対策事業実施要項、それから占冠村農業振興事業補助規則において新規就農者や農業者に対して助成対策を行っております。

この制度の内容でございますが、より使いやすい、わかりやすい内容に整理、検討しており

ますので、そういった具体的な施策については次年度の予算に反映してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 今の村長の答弁で現行制度をよりわかりやすい形で作っていきたいと、これについては来年度の予算化ということでもあります。

現状、そういった新しく農業に従事する人たちというのは、技術とか色んな農業のノウハウ等、まったく解らない中で農業に新規に就農し始めている方々もおります。6月も言いましたようにやはりそういった人達もこの制度にのれるような、現行制度ではのっていかないわけですから、それらを補完する意味でやっていく。そして来年度と、こういう形でとき期を延ばしていくのではなくて、できるものについては早く手を打って、農家に対する支援活動を行っていきながら、安心して農業に従事して生活ができるような形を整えて、将来、立派な農業経営者としてやっていくとことを支援していかねばならないと強く感じているところです。

ですから一定の取り組みの早さが今求められていると思いますので、再度そのへんについて村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 農業者を支援する制度でございますけど必要に応じて先程言った現行制度で対応しております。ただ、緊急を要するものにつきましては内容を十分精査したうえで補正予算で対応していったる件もございますし、そのへんの透明性といいますか、今後、農業者にとって、また新規就農者にとって解りやすい、使いやすい制度を整理しておりますので、今後は緊急を要するものも含めて、そういった中で整理してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） いずれにしても、今回、新たに農業に従事する人達が昨年の秋以降、これだけ増えてきているわけです。本村の戦後の農業の入職、開拓入職以外はこういった事例は、今までないわけでありまして。ぜひこの好機を捉えて、村ができること、そして農業後継者が持続して安心して農業に従事できるような施策を早急に要望等を十分聞きながら進めていくということを強く求めておきます。

次に、質問を変えさせていただきます。村民誰もが求める表彰制度ということで、実はうちの村にこの制度がないわけでありまして。周りを見てもですね長い間、子供たちの育成にですね大変尽力されている方がこの村でおります。多くの小学生、中学生中心にしてそこに参加して占冠の文化・芸術を振興している。その陰に隠れて中心的に指導している方がおります。また、高齢者の中でスポーツ活動を積極的に推進して家に高齢者を籠らせるのではなくて、その活動を通じて地域に出て、村民同士の交流や他市町村の大会等に参加しながら多くの人達との交流を図っている。その活動を支えている高齢者の指導者がこの村で頑張らずと続けている。

残念ながらそういった人達に村民として、やはりなんとかの形でそのご苦勞をねぎらって、表彰をしていく。そして活動をより自信をもってまた進めてもらう。そういったことが必要だろうと思います。

また、地域ではボランティア活動に積極的にやっている方々もおります。なかなかこういった方々というのは日の当たらないというか、そういった陰で一生懸命、生活の中でボランティア活動を積極的に推進してこの村の発展のために努力されている方々が沢山おります。こういったなかなか表に出ない人達を本当の意味で村民が「あの人なら表彰されてご苦勞さん」と言えるような形を取ってることが必要だろうとい

うふうに思っております。このへんについて、今まではどちらかという名誉ある者を表彰するというようなことが表彰制度の中には多かつたわけですが、そういったことではなくて、陰に隠れて一生懸命地域のために努力している人を、やっぱり村民の総意として村が表彰する制度をぜひ作って行って、そういった努力している方々に労をねぎらうと、こういうことをぜひ村民の一人として、そういったことが必要ではないのかというふうに思っているわけです。このへんについて村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。本村における表彰につきましては、占冠村表彰規則を定めまして、その基準に照らし相当と判断した方に対して表彰することとしてきました。

多くは村の開基記念事業の中で選考されまして表彰されてきたのが実態であり、その他必要に応じて表彰された実績もございます。議員ご提起の誰もが認める方の努力に対して表彰で報いるといったことに異論はないところであります。そうした表彰ができる規定はあると考えておりますが、より解りやすく明確な基準なども必要となりますので、現規定の見直しも含めて検討させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 村長が先程言いました表彰規定の中で、開基の切れめの年に表彰してきたと。過去の表彰が問題があったということで、ある地域の住民の方々から、やはりこの村に住んでいて、長年村の振興のために表にはでないけれども、一生懸命やってきたある一定の年齢の人を全員表彰すべきだということで、前回の表彰制度が中身として住民の意見を取り入れて変えてきたわけです。

先程指摘したように、表彰制度が議員が長い

間やったからだとか、地域で町内会長を長くやったからだとか、それから中身は別にしても、ある団体の役員を長くやったからだとか、こういう形で名誉職的に表彰されてきたのが今までの村の取り組みだったというふうに思ってます。

それを変えたのが前回の開基何周年かちょっと、100周年のときだと思んですけどもそういう表彰の仕方はおかしいべと。例えば農家で高齢者がずっと地域で頑張ってきたら、それも社会貢献とか産業功労賞として表彰すべきだという住民の声があって、そういうふうに表彰の中身を変えてきたという経過があります。

ただ、村長も言っているように表彰する基準とかそういったものが住民にもあまりよく知られてなくて、本当に住民がこの人なら表彰してやってほしいと、こういうような人を表彰していくようなやっぱり制度に変えていくべきだと考えていますのでぜひ変えていただいて、それらの取り組みをしていく必要があると思います。そのへんについて再度村長の考え方を伺って質問を終わります。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村の表彰でございますけど、会期80周年と100年と確かに2回だったと思います。そのときの基準でございますけど、やはり一定期間村に居住されている方、また色々な役職でご活躍されて、一定の基準を満たした方に表彰をしたという経過はございます。

ただ、議員ご指摘のように表に出ないで陰の存在で村の人たちの支援をされている方、そういった方も実際にはいらっしゃいますので、今の制度というのは本当に古くて、その規則そのものもよく理解できないということもありますので、民意を反映できる、そういった仕組みも検討しながら規則は改正していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで11時35分まで休

憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時35分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 議長の許しを得ましたので質問させていただきます。

質問1です。6月の定例会において質問しました項目についての進捗状況について質問させていただきます。1つ目は子育て支援、ファミリーサポートの実施についてということで質問させていただきましたが、村長のお答えとして調査をいたします、2点目チャイルドシートの貸し出しについても調査をいたしますということでしたが、その後の調査の結果の進捗状況を説明していただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。一つめの子育てファミリーサポートの設置でございますが、あのトマムでそういう事業があるということでお伺いしまして、状況をちょっと保護者が集まったときお聞きしましたが、具体的な、今現在そういった制度は、お互いにやっているのだから必要ないということではございません。

全体的な計画を作るとき意向調査もやっておりますが、その結果を踏まえて現在子育てファミリーサポートにつきましては設置の意向はございません。それから、子育て支援でございますが、これからはおきまして占冠村子ども子育て支援事業計画を策定しておりますが、その状況、進捗状況を総括して具体的な推進施策として一つは地域における子供の支援策、それから二つ目として妊婦、乳幼児の健康の確保及び増進。三つ目として子供の健やかな成長に資する教育環境。四つ目として、子育てを支援す

る生活環境。五つ目として、要保護児童への対応等の施策を講じてまいります。

また、チャイルドシートの貸し出しでございますが、利用者の調査を兼ねまして村でチャイルドシートをレンタルして実際に利用を希望される方がどのくらいいるか、そういったことなど施事業といたしまして、これは次年度実施してまいります。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） ありがとうございます。子育て支援に関しては、またこれからも進捗状況をみていきたいと思っております。

続きまして2番目の占冠地域交流館の女子トイレ及び水事場の修繕についてなんです。昨日、一昨日12日に私たちも交流館をおおいに利用しましてイベントをさせていただいたんですが、やっぱり水の流れ等々心配しながらの作業が続きました。炊事場のことに関しましても早急な対応をお願いしたいと思っておりますし、女子トイレにつきましてはこれから寒くなりますのでいつぐらいの修繕を計画、予定しているのかを伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。まず炊事場の修繕につきましては、逆流による水漏れがおきないように改善したいと考えておりますし、女子トイレにつきましても電気工事を行いまして暖房機の設置と水洗トイレの水を冬季間不凍液にすることで改善したいと考えております。時期でございますが、この修繕につきましては、いずれも本定例会に提案します補正予算を計上させていただいておりますので議会終了後、承認されれば着手したいそのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） では、2番目のことに関してもよろしくお願いたします。

3番目の双珠別川河川砂利除去の要望の結果はどうなっているか伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 双珠別川の要望でございますが、北海道への要望はまだ行っておりません。要望活動自体は事務レベルの要望や首長による要望活動など、いくつかの方法がありますが、相手方の受け止めを含め効果が高いとされる富良野圏域市町村長による河川整備促進要望といった機会がございますのでそれを考えております。

この要望活動は毎年1年に1回富良野圏域の市町村長が上川総合振興局へ出向き、直接北海道へ要望を行うもので、今年は11月に予定しております。現在事務局において、要望書の作成を進めておりこの機会を通じて私の方から直接要望してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 11月の要望ということですので、まだまだ先の話だなと感じました。この26日に災害の予防訓練があると聞いております。そのときに昭和39年度の災害、水害のことについての報告もあるということでした。この度の鬼怒川の災害もでございます。占冠は雨が少なくいい方向へは向かっているとは思いますが、災害はいつくるかわりませんので早急な要望をお願いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） これは答弁いらないですね。お願いは最初言ったように、不要な言葉ということで気をつけてください。

次の質問に移ってください。

○3番（大谷元江君） 失礼いたしました。

質問2の字占冠の公営住宅の今後について伺います。今年度3月の定例会にて集落対策で山本議員が質問しておりました。そのときの村長の回答でしたが、入居する見通しがあれば建設

を検討したいということでした。今誰も入っていない、解体をとという住宅が4件長屋で残っております。そういうのを解体ではなく修繕をして、解体の費用を修繕の方に回して人が入れるような状況にさせていただければと考えるところでございます。そして、占冠の公営住宅は水洗化もなっておりません。古い溜めの便屋になっていることですので、ここを早急に浄化設備を設置していただきたいと考えますので村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。字占冠の村営住宅につきましては現在16戸の住宅があります。道道側の住宅4戸につきましては住民懇談会や連合が実施している住民要求においても、景観上好ましくないので取り壊してほしいという要望が出されております。

道路側の住宅棟、住宅は昭和50年に建設された住宅でございまして老朽化もしていることから、今後解体を計画しております。解体後の土地利用につきましては更生橋の架け替え用地として考えております。更生橋は北海道の橋であるため社会資本整備要望の一つとして、橋の架け替えや歩道整備の実現に向け、毎年村から北海道へ要望してございまして、今後も引き続き行ってまいります。

浄化槽設置につきましては住宅棟ごとに設置するのではなく、既存住宅全戸に対応する人層の浄化層を1基設置するよう検討中でありまして、設置費用、維持管理費用そういった面で慎重に検討してまいりまいとそのように考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） ただいま、浄化槽設備、1基大規模な浄化槽を設置する考えだということですが、この浄化槽ですとかなりの費用がかかるということで二軒長屋というか二軒続きの

住宅ですと、小さい浄化槽がいいのではないかとこの浄化槽関係者の方がおっしゃってるのをお聞きいたしました。予算的、維持管理にも「小さいほうが便利なんだよ」という話も伺っております。大規模な設置ですと予算の付け方、かなり厳しいかと思っておりますので、そのへんのことも考慮してなるべく早く浄化槽設備設置していただきたいと考えます。でないとなかなかあそこには、新しい方が入ってくるができる状況にはないので、集落対策としても人が入ってこれるような住宅にさせていただきたいと考えます。そのへんのことを返答お願いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 私どもの試算では棟ごとにするよりは一括して設置した方が費用それから、管理の面で有利であると考えておりますけど、議員ご指摘ですと単独の方がいいということですので、そこは再度調査したいと思っております。

快適な生活ができないから公営住宅にも入らないんだというお声もお聞きしますので、水洗になってないのは占冠の公営住宅だけですので、そういった面考えますと1年でも早く比較計算をしながら進めてまいりたいそのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を行います。

7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 議長のお許しを得ましたので、何点かについて質問させていただきます。

まず最初に質問第1の農業振興対策について

であります。この農業振興対策は6月の議会でも他の同僚議員が黒毛和種経営安定化事業の5年間延長を求めた経過があります。私は私なりに中身は同じなんですけど質問をさせていただきたいと思っております。

黒毛和種の経営安定化事業も平成23年度開始して、今年度27年度末で5カ年の補助事業は終わりを向かえております。あと6カ月少々ということでもあります。そういう中で、補助事業をぜひ延長していただきたい。私もこの経営安定化補助事業は経営の安定化、または充実に一定の成果が得られてきたものだとして理解をしております。そういう面からして質問をさせていただきます。

いずれにしても、補助事業でありますから上限30万の15頭、年間450万円ということで予算化されているんだと思っております。補助事業も2009年度をピークにして繁殖牛の雌牛が減っている状況にあります。2014年で1万4000頭弱繁殖牛の雌牛が減っております。当然、需要と供給のバランスが正常であれば正当な価格で市場でも取引されるんですが、需要と供給のバランスが崩れたときには当然価格が高騰し、繁殖牛の雌牛を買い付けるにしても価格が上がってくるものですから、大変農家にとっては負担が大きいわけなんですね。負担が大きいということは経営の安定化に逆行するのではないかと私は思うんです。

そういう中でやはり要因は、雌牛の減少の要因は色々あると思うんですが、農家の後継者が離農したとか、栃木の大型肉牛牧場の「安愚楽」ですか、あれが倒産したとか福島の子牛の関係で好まざるけれども肉牛の経営に携わることができなくなったとか、色々要因はあると思うんですが、そういう雌牛の不足で高騰していく中でやはりあの遺伝子のいい優良牛を確保するためには、どうしても買い付ける値段が高くな

るということでありませう。

上限30万円ではやはり今までの平均値の平均値しか一般的な価格でいけば、やっぱり安定化につながったんかと思うんですが、なかなかそうはなつてこないということでありませう。まず第一にそういったことを踏まえてですね、この経営安定化事業の延長5年間の延長についてまず村長にお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。黒毛和種経営安定化事業でございますけど、平成23年度より5カ年の事業として実施してまいりました。内容的には優良牛の導入、高齢者牛の更新、それに伴いまして産出された素牛が高くなっていると、そういった面では一定の成果が出されたものだと思っております。

現在の事業につきましては本年度で終了させていただきます。ただ、関係者からの要望、それから農協からの要請もありまして今新たな事業について検討を行っておりまして、今後農業者等と協議する中で新しい事業を作つてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） この補助事業も平成23年から27年の5カ年の中で、平成27年も10頭くらい購入予定だと思います。そういう中で70頭強を超えたという占冠の繁殖牛の雌牛が買い付けられたと、一定の成果があったんだと思いません。今村長言われたように、新しい方策と言われる中でやはり価格が高くなれば高い牛を買つてきて、そして10カ月の受胎期間、そして10カ月程度の繁殖肥育される期間、農家については20カ月ですから、ほとんど2年近くやっぱり経費をかけて、愛情掛けて育てなければならぬんですね。そういうことを踏まえれば、やはりこういう事業が延長されてしかるべきだと思いますが再度お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。形を変えて畜産振興は継続していく考えでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 平成27年度で農水省の方からも増頭政策というか、ようするに繁殖牛の雌牛が減っていく状況の中で、そういう価格の面も含めてなんらかの対策がなされているのかなと、平成27年度でなされているのかなと思ひますが、それを踏まえての新しい政策ということですか。お聞きいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。議員、最初の質問の中でご指摘のように、乳用牛も肉牛も減少傾向にありまして、国の方でも増頭しなければならぬというような報道がされております。ただ、具体的な施策については、まだ見えておりませぬ。村が考えてるのは国の制度とは別に、村単独で畜産振興をするための事業を今考えております。国とはまた別ということ。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 村長も国とは別の政策だということでお答えいただきましたが、農水省のほうではだいたい8万円から10万円くらいの積算をしてるみたいですね。まだはっきりは確定はしてないみたいなんですけど。であるならば今までの補助事業で上限30万円からいきなり8万円から10万円の借入れになったら、その差額がえらい出てくるんじゃないですか。そのへんはどうですかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 今のは国の事業のことだと思ひますが、私たちにまだ具体的な情報が入っておりませぬので、いずれにしましても村としては増頭とそれから改良を目的の一つ

のものを組み立てて行きたいそのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） いずれにしても新しい政策がなされるかと思いますが、いずれにしても肉牛農家の負担を軽減し経営安定化を図るような方向性を出していただきたいと思います。

それで1番にもちょっと引っかけりもあるんですが2番のほうに移らさせていただきたいと思います。

繁殖用雌牛が10カ月の受胎期から繁殖の肥育飼育を経て、2年弱で市場に出すわけなんです。そしてまた、大体2年ぐらい肥育農家でも肥育して、我々の食卓というかテーブルに上がるのは4年後とそういう流れだと思います。という中でやはり遺伝子の良い優良牛についてはやっぱり高く市場でも取引されるということだと思います。であるならば、やはり自らがその繁殖用の雌牛を飼育して育てて、更新期までこっ子をとって素牛に出荷する。そういう一つの選択肢もあると、6月の議会で村長が確か言われてたと思うんですが、そのへんのことも絡めて新しい政策の中に含まれてくるのかどうかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 優良牛の保留ということで、今、北海道の方で生育期に対して補助制度を持っております。肉牛農家にはそういったことも活用するようにPRはしますけど、今は増頭をまず考えていきたい。もちろんあの遺伝子の良いものも入れていくつもりでございますけど、優良雌牛を保存していく、そのためにどういった施策がいいのか、今、村で考えてる案を農家と協議いたしましてより良いものを作りたいとそのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） いずれにしても6カ月強しかないわけで、補助事業が切れてしまうわけで、農家のほうとも農協関係ともなるべく早くお話をされて、そして切れめのない政策を出していただきたいなと思います。

自ら雌牛の繁殖というか肥育、自家保留牛というんだそうです。調べたらそういうようなこと書いてありましたんで、そういうこともやっぱり一つの必要性として選択肢の一つとして考えてみる必要があるのかなと思います。再度そのへんお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 自家保留牛、現在の制度で導入した牛から子牛が生まれますね、その雌牛については自家保有していい血統を残してる状況でございます。そういったことは制度化できるかどうかというのは検討して予算もあることですからその中で効率のいい施策はどういうものか検討しながら、農家と相談しながら進めてまいります。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） いい方向性を出していただきたいなと思います。

では、質問2番のほうに入らせていただきます。宮下橋の補修工事でありますけども、これは今年度予算でも2520万で予算化されて、橋梁の長寿命化修繕計画の中で補修工事がされると思うんですが、入札時期はいつ頃になるんですかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 工事の発注時期でございますけど、今10月の下旬から11月上旬とこのように予定しております。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 今月末か10月下旬ぐらいって言うんですが、こういう橋とかブロック事業関係については渇水期、水の少なくなった

時期を選んで入札されるのが普通だと思うんですが、それはそれでよろしいんですが。対岸の向こうに生活している民家もありますし、また遅くに12月末までにかかってしまうとスキー場も今度開設するわけですからそのへんの工期とかそのへんも含めてそれには影響ないかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 橋梁の下部工ということで、議員ご指摘のとおり下水期に行きたいとそういう考えで発注時期もちょっと遅れております。工期ですけど、長くみて年度内3月いっぱい工期を予定しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 長くみて年度末の3月いっぱいを予定してるということでもありますけれども、前回のときは通行止めもありえるという答弁ももらっていたかと思いますが、対岸に民家もある、そして通勤してる方もいるんですね、自家車で。そういう関係、また12月末になったら国設のスキー場が開設される、そして学校事業でもスキー場、中央スキー場を利用して冬の体力の増進に向けて子供たちの学校教育がスキー教育があるとそのへんの影響はないんですか。お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。今年の工事は下部工ですので住民の生活、それからスキー場利用者には影響ないものと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 今年は下部工ということで影響ないということで、例えば上部にしては継続して次年度もやるということですか。お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） その予定で今進めてお

ります。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） わかりました。安全を第一に下部工事のほうも進めていただきたいなと思います。

質問3のほうに移らせてもらいます。今月の10日からですか、栃木・茨城・宮城を含めて大きな災害、二次災害がおきました。死者も出て多くの家屋も被災人口も抱えて、大きな被害になっております。そういうなかで、地球の温暖化の影響がよくわかりませんが、占冠でも今年テレビ等でも報道されておりましたけども、1とき間当たりに100ミリという集中豪雨が発生した。全国的にも集中豪雨は昨年度の1.5倍という報道もされております。あまり僕らにしても聞きなれない栃木・茨城の水害のあれは「線状降水帯」というんですか？線状になって途切れなく一カ所を襲うと。僕ら水害とか雨災害といったら広範に降ることしか想像してなかったのが初めて聞く「線状降水帯」ということだそうです。

そういう中でやっぱりこういう集中豪雨はいつどこで起こるかわからないわけですね。通称ゲリラ豪雨というんですが、どこで発生するかわからないということで。普段の対応としておきてしまっただけ何かあってから、それは想定外だった、たいていそうなるんだと思います。想定外のこともありえるということ想定して、事前に策をきちんとしておかなければならないと思うんですがそのへんはいかがですか。お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 想定内であれば災害にはならないと思います。そういった意味からも災害に対しては想定外のことも想定しながら進めて行かなくてはならないそのようには考えております。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） まったく村長の言うとおりで、想定外のことも想定しながらやっばり進んでいくのがやっばり被害を起こさない、大きな被害を出さないということだと思います。

そういう中で、避難路対策ですが、今のずっと避難路の話が続けてきましたけども、どうしても川のほうに今の東一線というんですか？今の道路のところをじゃなくして、何か新しい避難路というのできないかということ考えて、運動公園の整骨院の裏から、今年避難歩道をやりましたよね。それと並行して山に突き当たって左側に出るとような、そういう避難路はどうなのかなということを私なりに考えたんですが、結論はいいんですけども、その総務産業常任委員会の所管事務調査で、10月8日現地を見る予定をしております。そういう中でやはり、机上の議論ではなく現地をみんなで見てもらって、やはり避難路は必要だと、意見もある中でそしていい方向性をだしていきたいなど。だから行政、議会ももちろん住民らもきちんと説明しながらやっていかななくてはならないことだと思うんですがそのへん村長考え方をお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 避難場所までの避難道路として、中学校へ行く道路一カ所ございますけども、その一カ所でございますので村としても道路の確保については検討を要するものと考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 今の道路にこだわらないで新しく作る方法だってあるわけで、下のほう、運動公園の端のほう、整骨院の裏のほうから盛土にして、小さな小川みたいなのが入ってるんでカルバートを通して、そして斜めに上がっていくという方法。やっばり現地をみながらきちんと良い案を出していきたいなど、そ

うことを考えております。

占冠も昭和37年、大水害をおこしました。自分の年から数えて52年だと思って52って書いてあるんだけど、53年なんだそうです。訂正させていただきます。当時と決定的に違うのは今は車社会ですね。50何年経ってほとんどの方、避難してください、退避してくださいっていったって、車を利用しますよ。そうなればやはりあの、避難路、車が通れる避難路そういうことは絶対に僕は必要だと思います。そういうことを踏まえてぜひ現地調査の中で新しい提案を出していきたいなと思ってるんで、議会、行政側共々知恵を出し合って良い成案を作っていきたいなと思っております。最後に村長の考え方だけお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 今ある砂利道でございますけど、地滑りですとか河川の管理上、北海道となかなか調整が取れないという状況にございます。今、ご提案なのは別ルートで考えてはどうかというご質問だったと思いますけど、あそこにゲートボール場4面と駐車場ございまして、どの程度影響があるのか、そのへんも勘案しながら検討してまいりたいと考えてます。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） ゲートボール場は今の既設の道路を使わないのであればそちらの方へ広げることも可能だから、僕はそんなに用地的な問題は出てこないんでないかなと思うんですが。それはそれで現地を見ながらきちんと良い方向性を出していきたいなと思ってるんで、一つそういう方向で10月8日、ぜひ担当の方も出席していただいて見ていただきたいなどこのように思います。

それでは質問4のほうに移らせていただきます。学校の防災マニュアルですが、小学校・

中学校等においても文科省の原則的な、相対的なマニュアルみたいなものがあるんだと思います。ひな型があってそれに沿って作られているんだと思いますが、やはり非常時においては、それだけでは対応できない場面も出てくるんじゃないかと。そういう中で細部の細かいところについては経営する学校長の判断によるんだと思いますけども、細部で非常時に厳しい選択というか、判断をしなくてはならないことも出てくると。

例として避難指示が出された、そういう行政側から出されたときの学校側の対応として学校に留め置くのか、また生徒たちを解放して親御さんたちのところへ帰すのかというような選択肢ができた場合、中学校には広い範囲から来てるので居住地ももちろん違いますし、各家庭においても共働きだとか色々な家庭状況のこともありますし、そういう中で経営する学校長は色々な難しい判断をされるんだと思いますけども、そのへんについて教育長にお伺いをいたします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 答えさせていただきます。各学校においては、先程議員がおっしゃった国や道のマニュアルとは別に危機管理マニュアルというものを作成して、緊急ときの対応に備えています。また各年度ですけれども、学校の教育計画の中でも、学校安全計画・防災計画、学校危機管理を定めて全教職員で確認を行っているところでございます。

議員がご指摘の細部にわたっての対応についてでありますけども、保護者への対応については全校参観日あるいはPTA総会等の機会に説明をさせていただいております。教育委員会といたしましては、その都度事案の発生危険がある場合においては各学校と連絡調整を図っているところでございます。災害ときの状況に応じ

てですけども、集団下校させる場合に、まず保護者に連絡をして、担任、副担任等が引率して安全を確認するところでございます。

集中豪雨等、当日の判断においては集団下校に向かない場合もございますので、その場合については保護者に連絡し、迎えを要請する場合もございます。そのときに保護者とか連絡とれなかった場合の対応といたしましては、基本的には学校に留めて、その後保護者と対応するという方向で進めているというふうに認識しております。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 安全マニュアルとか学校の計画とか色々あるということで、そのケースバイケースで色々な災害時においても細部にわたって学校、また教育委員会PTA等で話し合いながら安全な対策を進めていただければと思います。

災害時に一番大切なことは避難指示なり避難勧告の出し方だと思うんですね。僕はたいていテレビ報道などを見ている、たいてい最後には避難指示が遅かった、もう少し早くしてればよかったそういう話になってくるんですよ。死者もでた負傷者もでた、行方不明者も出たといったら当然そのような問題が出てきます。であるならばやっぱり空振りしてもいいから避難指示なり、避難勧告なりは早めにしていただきたい。行政も教育委員会も同じだと思うんですがしていただき。そうすれば、やはり住民においてもお子さんにおいても避難する時間に余裕ができて、色々なこと家族とも話し合いながら普段の避難方法だとかの話し合ってる中で進めていけると。そういうことで中には空振りに終わったら、なんだ無駄金を使いやがってなんてこういった話になるかとも思いますが、僕は、村長、勇気を持って災害時は早め早めに避難指示・避難勧告を出していただきたい、そのよう

に申し上げて私の質問は終わらせていただきます。回答いただいて終わらせていただきます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 気象の予測といたしますか、大変難しいものがございまして。議員ご指摘のとおり、早め早めの対応が必要だと思っております。なかなか難しい面もございまして。旭川気象台等との連携をとっております。ご質問にあった100ミリの雨量というのはスポット的な場所らしいんですね、そういうことも含めながら占冠村全体の雨量がどうなるのか、そういったことも推計しながら避難勧告、避難指示というものを出していく必要があるかなと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 今、村長からも答弁がございましたけれども、当然村も防災会議とかもございましてその避難勧告等が出された場合については、その指示に従って速やかに避難をさせるというのが一つ。それと学校の場合でいきますと雨量の数、水害の恐れがある雨量とはまた別に例えば雷が鳴って雨がすごいと、またはあるいは雪が降って吹雪になるとか、そういう時期につきましては村の避難勧告とは別に学校独自でなるべく早く保護者にそういった連絡をして迎えにきてもらうなりの手続きをとるようというところで今後も進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 次に4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは一般質問をさせていただきます。能書きは別にして、ずばり質問をさせていただきたいと思っております。ニニウキャンプ場の管理状況でございますが、通告どおり昨年10月14日、総務産業常任委員会の所管事務調査の結果、次の7項目について、これは現地からの要望もございまして、早急に対処

されたい旨報告いたしました。その後どのようになっておられるかお伺いしたいと思います。

まず、第一点目、水道水の確保についてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。昨年、好天が続いたことによりまして、キャンプ場の水が不足しました。そのため、水道水の確保を行うべく調査を進めてまいりました。一定の水量は確保できたものの水質が悪く、飲料に不適であったことから、飲用水として処理するために更なる検討を行っている段階でございます。また、応急策といたしまして既存水源近くにボーリング井戸を増設いたしまして、水不足への対策を講じてまいりました。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 水道水の確保というのは一番大事なことでございまして、飲料水が不適であったと、それを処理するために検討をされているというお答えでございますが、不適当な水が何らかの格好で処理して、それが飲用水になるのかならないのか、これについてお伺いしたいことと、もう一点、現在取水しているところは確かテニスコートですか、そこで対策をしたというんですけれども、ここで十分飲用水が確保されているのかされていないのか、これについてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） ボーリングをやったところでございますけれども、十分な水量は確保されておりますけれども、鉄分が非常に多いということで、その除去にどのくらいかかるのか、いま見積りを取りながら、果たして実行可能なのか検討している段階でございます。莫大なお金をかければ飲用に適するまで下げることはできると伺っておりますけれども、それまで費用がかけられるか

どうか、そういったことも検討材料かなと思っております。

それからテニスコートのところの水源でございますけども、昨年みたく好天が続きますとキャンプ場での水不足が生じております。今年は雨も多かったせいで水不足という事態には陥ってませんけども、天候によりまして充足しているのか、不足するのか、そのへんだと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） テニスコートの水源は天候が良いと水が少なくなるということで、結局不確定要素がかなりあって、完全に安全出来るような状況じゃないと判断されるわけでございます。

もう一点、ボーリングしたところは鉄分が多いんですけども、これを処理するには莫大な金がかかるからということなんで、いずれにいたしましても、水の少ないところではどうしようもないので、そのへん、総体的にどのようにするのか、それからもう一つ鉄分の多いのが莫大な金をかける、どの程度金をかければ良くなるのか、その結論はいつ頃でるのか、そのへんについてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） ニニウのキャンプ場は夏しか利用しておりません。年間を通して、冬期間の利用も考えられることから費用対効果と言いますか、夏だけでしたら大きな費用になるかと思いますが、冬の活用によっては効果がある処理になろうかとも思っています。そういったキャンプ場の利用計画を含めてこれから検討してまいりたいと思っております。

いつまでに結論というのは、いまは持ってませんけど、来年も好天であれば水不足が生じる可能性がありますので、できるだけ早いとき期に方向性は出してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 冬はあまり水は使わないと思うんですよね。いずれにしても今年も大変キャンプ場が利用客が多くて、現地で聞きますと約130%くらいの方が多く来られて利用されていると。まだまだ増える様子があると思うんですけど、いずれにしても水道水だけは絶対に確保しなきゃならん、これは宿命的な問題があると思うんですよね。だから安心して水道水が確保できるようなことをやっておかなければならないと思うんです。

例えば鉄分が多いのを真水にするためには相当な規模がかかると、それからもう一つは、いまのキャンプ場の取水口には怪しいと、好天が続くと水が少なくなる、結局綱渡りの状態だと思うんです。これをきちんと改修する方法を考えなきゃならんと思うんですね。だから全体的にそういうことを考えるとどんな方法で改修して、安全に水を確保できるかということの検討が必要だと思うんですけども、これについて総体的な水の確保について検討をなされてるかなされてないのか、これについてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 最盛期には本当に多くの人が入っておりまして、使う水の量も大変大きなものになっております。

水不足ということで一つは利用者には節水をお願いするとか、そういう方法もあろうかと思っておりますし、今年、テニスコートの横の水源地のところに井戸を増設しております。若干でございますけども、そこからも今は水が取れるような状況でございますし、対処療法みたいな形にはなりますけど、そういったことで今年度は対応してきたと。改修をして、どのような改修方法が良いのか、それも検討しなきゃなりませんけど、いずれにしても議員ご指摘のようにニニ

ウの水というのは不安定要素があると感じています。ですから水の供給に関しましては、そこに住む人含めてですね、早急に検討、対応していかなければならないと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） キャンプ場ですから夏の間はかなり大量の水、しかも水洗トイレになっているものですから余計に使うと思うんです。そして、夏の間を除けば冬期間の、2戸ですか、ここに住んでおられる方もいらっしゃるけども、事業をやったと仮定しても冬期間の水の確保については今のキャンプ場から取っている水で十分であるかないか、これについてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 冬期間については現状であれば大丈夫だと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それで私、ちょっと提案なんですけど、こういう不確定な水の問題って非常に重要なものですから、不確定要素のところへ胸を張って自然豊かなニニウのキャンプ場に来てくださいというのは、なかなか言えないと思うんですね。

それで方向性を変えて、例えば流水を、これは水利権の問題があるんですけども、流水の問題も検討してはいかがかと考えるんですけども、そのへんについて村長、どう考えているか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 水利については非常に難しいと認識しております。

先ほど水洗トイレの話もありましたけども、節水しながら、例えば水洗トイレだけその鉄分の多い水で処理するとか、そこは知恵と工夫で、いま指定管理を行っております観光協会とも十分協議しながら進めてまいりたいと考えており

ます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 水の問題につきましては、本当に重要なことなのでよく検討して自信をもってこのキャンプ場に来てくれというように言わなきゃならんと思うんですよね。これについては慎重に、流水も含めて検討されたいと考えております。そのへんで村長の考え方をもう一回だけお伺い願いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 水利権についてはあそこは国になると思いますけど、可能かどうか調査はしたいと思います。ただ自身では非常に難しい案件だと思っております。

それから水がなければ何にもできませんので、この水の対策というのはきちんと進めなければならないと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは次に2番目のバンガローの補修について、これについてどのようにやられましたかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） バンガローの補修でございますけど、これは指定管理者との協定がございまして、負担区分により定められた金額以内であれば指定管理者が行うという決めにございまして、この小破修理につきましては指定管理者により対応を行っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それも現地でお伺いしたところでございますが、このバンガローもですね、実際、指定管理者が30万以下ですか、これは指定管理者がやることになってるんですけども、これも築数年とかなり古くなっておりますので、このへんで改修なり、新築なり、そのようにした方がよろしいのではないかと思います。

れます。そのへんについて村長、考え方を伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） キャンプ場全体から見ますと、先ほどの水施設、それからバンガロー、管理棟もそうですけど、非常に年数が経っている施設がございます。そういった大規模な施設整備につきましては、緊急度、優先順位等を鑑みて指定管理者と協議を重ねながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは3番目の和式トイレの洋式化ということでございます。これについてどのようにされたか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 和式トイレの洋式化については今年度は実施しておりません。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） これは実施する考え方があるかないか、お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 和式トイレの洋式化につきましては必要性は感じております。ただ先ほど申しましたように、あの施設、エリア全体を再整備していくのに緊急度、優先順位、そういったものを考慮しまして整備していきたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 次に4番目のトイレの個室化、これはトイレが狭いという現地の話ではありますが、これについての改修についてどのように考えておられるかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） これも現段階では今年度は実施しておりません。理由につきましては先ほどの和式トイレの洋式化と同じであります。

以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 次に5番目、トイレ蛇口の取り替えでございますが、これについてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） これにつきましては指定管理者との取り決めごとで30万以下の補修ということで、指定管理者が対応しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは6番目、駐車場の増設でございますが、これについてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） これにつきましても、今年度実施しておりません。ただ優先順位は高いものと考えておきまして、指定管理者である観光協会の方からはオートサイトの要望が高いということもありまして、オートサイト含めて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは7番目、福山方面へ行く道道の整備でございます。これは非常に難しいと思うんですけど、これについて、道道の整備ですから、これは北海道ですか。どのように陳情、または北海道の方に要請されたかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 福山へ向かう道道610号線になりますけど、現在福山方面側が通行止めになっております。今年度開通に向けた予算が措置されるという情報もありましたけども、財政事情によりまして次年度以降に繰り延べになったということがあります。村といたしましては、キャンプ場利用者の利便性向上には必要不

可欠な路線であることから、引き続き道路管理者であります北海道に対し、開通に向けた要望を鋭意行っていく考えであります。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは最後にお伺いしたいと思います。全体的にキャンプ場につきましては建物等々が老朽化してるということで、ただいま村長の答弁をお聞きしますと緊急度が高いものから順番に検討したいということなんですけども、緊急度の高い順番を三つだけ、一番目、二番目、三番目と上げると、村長、どれが一番でどれが二番でどれが三番目か、これをおを村長、最後にお伺いいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 緊急度で申し上げますと、やはり一番は水道水の確保だと思っております。その次が駐車場の増設、三番目がトイレの関係になるかと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 福山方面に行く道道の整備は、これは三番目に入るか入らないか。今の考え方ではトイレが三番目なんですけども。ゆうなれば、福山方面の道道は四番目ぐらいになりますか。このへんについての村長の考えをお聞きします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 道道でございますので、村の予算でやるということにはなりません。ただ先ほど申し上げたとおり、北海道への働きかけは積極的に行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） これで一般質問を終わります。

ここで午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後1時57分

再開 午後2時10分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

◎日程第7 議案第1号から日程第12 議案第6号

○議長（相川繁治君） 日程第7、議案第1号、財産の無償貸付についての件から、日程第12、議案第6号、占冠村手数料条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、6件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。議案第1号については林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） 議案第1号の提案理由を申し上げます。議案書13ページをお開き願います。

本件は財産の無償貸付についてであります。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸付ることについて、議会の議決を求めます。平成27年9月14日提出、占冠村長 中村 博。

詳細内容でございますが、1.無償貸付をする財産でございますが、物品で簡易製材機ウッドマイザーLT15、1台、コンプレッサーSW37、1台でございます。

2.無償貸付の目的でございますが、上記の財産を下記相手方に無償貸付することにより、地域資源である木材の製材、供給を安定的に行うことで地域材の利用促進を図り、地産地消を図ることを目的とするものでございます。

3.無償貸付の相手方は勇払郡占冠村字中央、占冠村木質バイオマス生産組合であります。

4.無償貸付の期限は貸付契約締結の日から平成31年3月31日まででございます。以上のとおり提案いたしますのでご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（相川繁治君） 議案第2号から議案第5号については、総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書の15ページ

をお願いいたします。

議案第2号、北海道市町村職職員退職手当組
合規約の変更についてご説明申し上げます。
本件は、道央地区環境衛生組合ほか5団体の脱
退と、十勝広域消防事務組合の加入に伴いま
して、規約を変更する必要が生じたため、地方自
治法第286条第1項の規定により議会の議決を求
めるものでございます。

内容につきましては北海道市町村職員退職手
当組規約別表で道央地区環境衛生組合、南渡
島青少年指導センター組合、西十勝消防組合、
北十勝消防組合および東十勝消防組合、南十勝
消防組合を削り、十勝広域消防事務組合を加え
るものでございます。附則として第1項で施行
期日は総務大臣の許可の日からとしております。
また、ただし書きとして経過措置を規定してご
ざいます。第2項で規約を左横書きに改めるこ
とを規定してございます。

次に、議案書の17ページをお願いいたします。

議案第3号、北海道市町村総合事務組
合規約の変更についてご説明申し上げます。本件は道
央地区環境衛生組合ほか5団体の脱退と十勝広
域消防事務組合の加入に伴い規約を変更する必
要が生じたため地方自治法第286条第1項規定に
より議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、北海道市町村総合事務
組規約別表1で号の変更と道央地区環境衛生
組合、南渡島青少年指導センター組合、東十勝
消防組合、北十勝消防組合、西十勝消防組合、
南十勝消防組合を削り、十勝広域消防事務組
合を加えるものでございます。第2表においては
共同処理する団体らにおいて関係市町村の加入
と関係団体の削除、加入を行うものであります。
附則として施行期日は総務大臣の許可の日から
としております。また、ただし書きとして経過
処置をしてございます。

次に議案書の19ページをお願いいたします。

議案第4号、北海道町村議会議員公務災害補
償等組規約の変更についてご説明申し上げま
す。本件は規約第1条の整備及び道央地区環境
衛生組合のほか5団体の脱退と十勝広域消防事
務組合の加入に伴い、規約を変更する必要が生
じたため、地方自治法第286条第1項の規定に
より議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては北海道町村議会議員公務
災害補償等組規約第1条の目的の改正と別表
第1中の道央地区環境衛生組合、東十勝消防組
合、西十勝消防組合、南十勝消防組合、北十勝
消防組合及び南渡島青少年指導センター組合を
削り、十勝広域消防事務組合を加えるもので
ございます。附則として施行期日は総務大臣の許
可の日からとしております。また、ただし書き
として、経過措置を記載してございます。

続きまして、議案書の21ページをお願いいた
します。

議案第5号、占冠村個人情報保護条例の一部
を改正する条例を制定することについてご説明
申し上げます。

本件は平成25年5月31日に公布された行政手続
における特定の個人を認識するための番号の利
用等に関する法律の規定によって、いわゆるマイ
ナンバー制度が導入されることになり、平成
27年10月には国民一人ひとりに個人番号が付番
されます。番号法では個人番号をその内容に含
む個人情報を特定個人情報と定義し、より厳格
な保護措置を講ずることとしており地方公共団
体において番号法の規定により対応が求められ
ているということから、占冠個人情報保護条例
の一部改正を行うため議会の議決を求めよう
とするものでございます。

内容については特定個人情報の定義を設け、
情報提供等記録を追加してございます。また、
特定個人情報の収集等の制限、利用の制限、開
示訂正等の請求について規定を追加しておりま

す。附則としてこの条例中第1条の規定の施行期日は平成27年10月5日から施行するとしています。第2条の規定は行政手続における個人を識別するための番号利用等に関する附則第1条第5号に掲げる、規定の施行の日からとさせていただきます。

本村におきましても関連して利活用条例を12月議会に提案予定でございます。以上よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第6号については保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 議案書25ページをお願いいたします。

議案第6号、占冠村手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由の説明をいたします。

改正理由ですが、行政手続におきます特定個人を識別するための番号の利用等の法律に伴いまして、平成27年10月5日から個人番号の通知カードの再交付手数料の追加を、平成28年1月1日から個人番号カードの再交付手数料の追加と住民基本台帳のカードの再交付手数料の削除を行うものでございます。

内容では第1条で別表保健福祉課関係の中、住民基本台帳の再交付、一枚につき500円を個人番号通知カードの再交付一枚につき500円に改めるもの。第2条では別表保健福祉課関係の項中、住民個本台帳カードの交付及び、再交付一枚につき500円を個人番号通知カードの再交付一枚につき800円に改めようとするものでございます。

施行期日につきましては、第1条の規定につきましては平成27年10月5日から、第2条の規定につきましては平成28年1月1日の施行となります。経過措置ですが、第2号の施行日前において、同条の規定による改正前の占冠村手数料条例別表、保健福祉課関係の項、住民基本台帳カードの交付及び住民基本台帳カードの再交

付の規定により徴収すべきであった住民基本台帳カードの交付手数料および住民基本台帳カードの再交付手数料については従前の例によるものです。以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明理由を終わります。

◎日程第13 議案第7号から日程第17 議案第11号

○議長（相川繁治君） 日程第13、議案第7号、平成27年度占冠村一般会計補正予算、第3号の件から、日程第17、議案第11号、平成27年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号までの件、5件について一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第7号については、総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書の29ページをお願いいたします。

議案第7号、平成27年度占冠村一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

この度提案いたします占冠村一般会計補正予算、第3号は、歳入歳出それぞれ3540万円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億3440万円にしようとするものと、地方債の変更1件でございます。以下事項別明細書で歳入からご説明申し上げます。

35ページをお願いいたします。歳入からご説明いたします。9款、1項、地方特例交付金において8万2千円の増額でございます。10款、1項、地方交付税において本年度交付税算定により1億4731万7千円の増額でございます。13款、使用料及び手数料、1項、使用料において保育料滞納繰越分1千円の増額でございます。14款、国庫支出金、1項、国庫負担金において障害者自立支援給付費国庫負担金20万円の増額、低所得者保険料軽減負担金30万円の増額でござ

います。

次に、36ページ。14款、2項、国庫補助金において個人番号カード交付事業費事務費補助金45万9千円の増額でございます。14款、3項、委託金において少子化人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業委託金200万円の増額でございます。15款、道支出金、1項、道負担金において、障害者自立支援給付費道負担金10万円の増額、低所得者保険料軽減負担金15万円の増額でございます。

37ページ16款、財産収入、1項、財産運用収入において民間賃貸住宅貸付料等で52万2千円の増額でございます。16款、2項、財産売払収入においてトマム産業振興住宅売買による土地売払収入で46万5千円の増額で、消防ポンプ車更新による旧ポンプ車売払による物品売払収入11万8千円の増額でございます。18款、1項、繰入金において、1目、財産調整基金繰入金で3800万円の減額、5目、福祉基金繰入金で2万円の減額。8目、減債基金繰入金で8万円の減額であります。この減額はいずれも地方交付税増額によるものでございます。

38ページ19款、1項、繰越金において前年度繰越金737万2千円の増額でございます。21款、1項、村債において交付税算定に伴い許可額の増額により1441万4千円の増額でございます。

次に、歳出39ページをお願いいたします。2款、総務費、1項、総務管理費において、1目、一般管理費で消耗品6万6千円の増額、財務会計システム更改業務委託料32万4千円の増額。4目、財産管理費で占冠地域交流館にかかる消耗品26万3千円の増額、修繕料14万5千円の増額、双珠別立木伐採委託料15万8千円の増額。5目、総合センター管理費で双珠別住民センター修繕料47万円の増額。7目企画費で、交渉費において定住促進条例分60万円の増額、ふるさと納税にかかる寄付者贈呈品100万円の増額、地

域情報基盤修繕料100万円の増額、役務費で通信運搬費69万3千円の増額、手数料40万円の増額。8目、支所費で地域カフェ修繕料315万2千円の増額、手数料69万1千円の増額。11目、諸費で消耗品費21万円の増額、防災用備品購入費7万9千円の増額でございます。

40ページ2款、2項、徴税費において差押物件の公売不動産価格算定委託料26万7千円の増額でございます。2款、3項、戸籍住民基本台帳費において消耗品費2万円の増額、通信運搬費1万8千円の増額、通知カード・個人番号カード関連事務の委託に関する交付金42万1千円の増額でございます。

41ページ3款、民生費、1項、社会福祉費において1目社会福祉総務費で小規模多機能型居宅介護施設工事等残土運搬委託料129万5千円の増額、社会福祉協議会運営補助金160万円の増額、小規模多機能型居宅介護施設利用者負担助成金133万5千円の増額、補装具40万円の増額と財源振替でございます。2目、老人福祉費で移送サービス委託料60万円の増額でございます。3款、2項、児童福祉費において1目、児童福祉総務費で子育て世帯臨時特例給付金事業費返還金1万円の増額、2目、へき地保育所で一般備品購入費7万1千円の増額でございます。

42ページ4款、衛生費、1項、保健衛生費において臨時雇上賃金3万3千円の増額、消耗品費5万7千円の増額、ポータブルセキュリティー2使用料15万6千円の増額、一般備品購入費3万5千円の増額でございます。6款、農林業費、2項、林業費において地域材活用事業委託料64万8千円の増額、野生鳥獣対策備品購入費51万5千円の増額、木質バイオマスエネギー導入促進事業補助金28万7千円の増額でございます。

43ページ7款、商工費、1項、商工費において、2目、観光費で湯の沢温泉給油ボイラー更

新工事費294万6千円の増額でございます。8款、土木費、3項、住宅費において、修繕料900万円の増額、民間賃貸共同住宅等賃借料103万8千円の増額、備品購入費5万3千円の増額でございます。8款、4項、都市計画費において手数料10万8千円の増額でございます。

44ページ8款、5項、空港管理費において手数料20万の増額、消火器購入費10万円の増額でございます。10款、教育費、1項、教育総務費において、2目、事務局費で手数料8千円の増額、英語指導助手住宅備品購入費10万円の増額、3目、事務教育費において少子化追加人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業委託金にかかる予算を計上しておりまして臨時雇上賃金8万7千円の増額、講師謝礼40万9千円の増額、費用弁償30万6千円の増額、消耗品費20万5千円の増額、通信運搬費5千円の増額、リース料102万円の増額でございます。4目、育英事業費で消耗品費8万円の増額でございます。

45ページ10款、3項、中学校費において、占冠中グラウンド周辺環境整備委託料13万円の増額でございます。10款、5項、保健体育費において、修繕料44万3千円の増額、委託料で執行残44万円の減額でございます。12款、1項、公債費は財源振替でございます。

ページ戻りまして30ページ、31ページ補正後の歳入・歳出予算の金額は第1表歳入歳出補正予算のとおりでございます。

32ページ地方債の変更については第2表、地方債補正のとおりでございます。以上よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第8号、議案第10号から議案第11号までについては保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 議案書47ページをお願いいたします。

議案第8号、平成27年度占冠村国民健康保険

事業特別会計補正予算、第2号の提案理由のご説明をいたします。今回、歳入歳出予算の総額それぞれ660万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5730万円にしようとするものです。以下、事項別明細にて説明をさせていただきます。

50ページをお願いします。歳入です。3款、国庫支出金、1項、国庫負担金におきまして後期高齢者医療費支援金負担金28万8千円の増額です。9款、1項、繰越金、前年度繰越金631万2千円の増額です。

51ページ歳出です。1款、総務費、1項、総務管理費におきまして、4節、共済費、一般職共済組合分で38万8千円の増額、一般職福祉協会分で1千円の増額です。13節、委託料では、電算処理委託料で37万8千円の増額です。2款、保険給付費、2項、高額療養費におきまして、一般被保険者高額療養費309万2千円の増額です。2款、4項、出産育児諸費におきましては、出産育児一時金42万円の増額です。

52ページ3款、1項、後期高齢者支援金等では232万1千円の増額です。

以下48ページにお戻り願います。補正後の総額につきましては、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして57ページをお願いいたします。議案第10号、平成27年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号の提案理由のご説明をいたします。今回、歳入歳出それぞれ240万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1360万円にしようとするものです。以下、事項別明細でご説明します。

60ページをお願いいたします。歳入です。8款、1項、繰越金では前年度繰越金240万円の増額です。

歳出、2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、19節、居宅介護サービス等給付費で

1千万円の増額。3目の施設介護サービス等給付費では1千万円の減額となります。4款、諸支出、1項、償還金及び還付加算金では過年度の精算金として240万円の増額となります。

58ページにお戻り願いまして、補正後の歳入歳出予算補正につきましては、第1表のとおりでございます。

続きまして61ページをお願いいたします。議案第11号、平成27年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号の提案理由のご説明をいたします。今回歳入歳出それぞれ20万円を追加歳入歳出の予算をそれぞれ2350万円にしようとするものです。以下、事項別明細にてご説明いたします。

64ページをお願いいたします。歳入です。4款、1項、繰越金、前年度繰越金え4で20万円の増額です。

歳出では、2款、1項、医業費、11節、需用費におきまして歯科用X線診断装置修繕料で20万円の増額です。

62ページにお戻り願いまして、補正後の歳入歳出予算補正額は第1表のとおりでございます。以上ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第9号については、産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） 議案書53ページをお願いいたします。

議案第9号、平成27年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第1号。平成27年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5420万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの

金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成26年9月14日提出、占冠村長、中村博。

事項別明細書の歳入から説明いたします。56ページをお願いします。3款、繰入金、1項、繰入金、2目、占冠村簡易水道施設整備基金繰入金で250万円の増です。4款、繰越金、1項、繰越金で170万円の増額です。

歳出の説明を行います。2款、管理費、1項、施設管理費、1目の施設維持費、11節、需用費の修繕料で170万円の増です。内訳としては上トマム浄水場にかかるコンプレッサーの修繕、逆洗ポンプの修繕、それと庁舎内にあります、テレメーター室エアコンの修繕であります。15節、工事請負費250万円の増。内訳は村道第2トマム団地2号線道路改良工事に伴う水道管移設工事であります。

議案書54ページにお戻りください。説明した内容により第1表、歳入歳出補正は歳入歳出それぞれ420万円を補正し、歳入歳出それぞれ2億5420万円とするものであります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで、提案理由の説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年12月14日

占冠村議会議長 相川 繁治

(署名議員)

占冠村議会議員 大谷 元江

占冠村議会議員 長谷川 耿聰

平成27年第4回占冠村議会定例会会議録（第2号）

平成27年9月15日（火曜日）

○議事日程

			議長開議宣告（午前10時）
日程第 1	議案第 1号		財産の無償貸付について
日程第 2	議案第 2号		北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第 3	議案第 3号		北海道市町村総合事務組合理約の変更について
日程第 4	議案第 4号		北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
日程第 5	議案第 5号		占冠村個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 6	議案第 6号		占冠村手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 7	議案第 7号		平成27年度占冠村一般会計補正予算（第3号）
日程第 8	議案第 8号		平成27年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第 9号		平成27年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 10	議案第 10号		平成27年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 11	議案第 11号		平成27年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 12	認定第 1号		平成26年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 13	同意案第1号		固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 14	同意案第2号		占冠村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第 15	同意案第3号		占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 16	意見書案第7号		日本国憲法・子どもの権利条約の理念を尊厳とした強化し採択を求める意見書
日程第 17	意見書案第8号		林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第 18			議員派遣の件
日程第 19			閉会中の継続調査所管事務調査申出
追加日程第1	議案第 12号		平成27年度占冠村一般会計補正予算（第4号） 議長閉会宣言

○出席議員（8人）

議長	8番	相川繁治君	副議長	1番	工藤國忠君
	2番	木村一俊君		3番	大谷元江君
	4番	長谷川耿聰君		5番	山本敬介君
	6番	五十嵐正雄君		7番	佐野一紀君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	中村博	副村長	堤敏満
会計管理者	小林潤	総務課長	田中正治
企画商工課長	松永英敬	保健福祉課長	小尾雅彦
福祉施設推進室長	中田芳治	産業建設課長	岩谷健悟
林業振興室長	田畑泰行	トマム支所長	多田淳史
総務担当主幹	蠣崎純一	職員厚生担当主幹	細川明美
財務担当係長	野原大樹	税務担当係長	杉岡裕二
企画担当係長	佐々木智猛	商工観光担当主幹	後藤義和
戸籍担当主幹	石坂勝美	国保医療担当主幹	上島早苗
社会福祉担当主幹	高桑浩	保健予防担当主幹	松永真里
介護担当主幹	木村恭美	村立診療所主幹	合田幸
農業担当主幹	阿部貴裕	土木下水道担当主幹	岡崎至可
建築担当主幹	嵯峨典子	建築担当係長	橘佳則
水道担当主幹	小林昌弘	環境衛生担当主幹	平岡卓
林業振興室主幹	鈴木智宏		

（教育委員会）

教育委員長	藤本重克	教育長	藤本武
教育次長	伊藤俊幸		

（農業委員会）

会長	安田堅吾	事務局長	岩谷健悟
----	------	------	------

（選挙管理委員会）

書記長	田中正治
-----	------

（監査委員）

監査委員	鷺尾心英	監査委員	山本敬介
事務局長	尾関昌敏		

○出席事務局職員

事務局長	尾関昌敏	主任	八木香織
------	------	----	------

開会 午前10時

◎開議宣言

○議長（相川繁治君） みなさんおはようございます。

ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第1、議案第1号、財産の無償貸付についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 13ページの議案第1号の無償貸付について質問いたしたいと思いません。この貸付条例は森林資源の活用に変な効な条例だと思いません。

そこでまず、貸付はよろしいんですけど、貸付けの条件、これをどのようにするか。例えば機械一式貸してしまうので、そのあと木質バイオマス生産組合が、貸付期限が平成31年3月31日までになっていますので、この間自由に無条件でお使いするのか、貸付条件等についてお伺いいたします。

次にこの簡易製材機の機能です。例えばどの程度の大きさの丸太をひいて、どの程度の長さの丸太をひけるのか、材の生産可能ですか、これについてお伺いいたします。

それからフル稼働した場合の推定生産量はどの程度あるか。

もう一点はかつて本村で木工場がありました。

製材工場に關与されている方がいらっしゃると思うんです。その方の關与についてどのくらい余地があるか。

それからもう一点はですね、例えば四寸（12cm四方）角材の十二尺（363cm）材をひいたとするならば、その値段はいくらくらいになるのか、これは試算があるなら教えていただきたいと思ひます。以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） 5点のご質問をいただきました。まず貸付の条件でございますが、基本的には無条件で貸付してですね、木質バイオマス生産組合の中で管理をお願いしたいと思ひております。

生産可能の話でございますが、この簡易製材機は最大丸太71cmまでひけると、それと最大製材長、長さですね、5m40cmの原木をひくことができます。これが2点目のご質問にお答えすると。

それから生産量でございますが、6月の補正で購入をさせていただきました、7月の下旬に機種を導入しました。まだ1カ月ちょっとでございます、操作と言ひますか技術向上に向けて、いまやっているところでして、一概に一日フル稼働でどのくらいの生産量といった形での展開はしていませんので、ある程度のニーズには応えられると思ひておりますけれども、大量の生産は全部が自動化ではございませんので未定なところはございます。

それから、この製材機を稼働するにあたりまして、従前製材工場に勤務された方にお手伝いをいただきまして技術を木質バイオマス生産組合の關係者に伝授いただひておりまして、そういった貴重な人材を活用した形で、有効に製材機を活用させていただきたいと思ひております。

それから価格のご質問をいただきましたが、

ある程度の価格と言いますか、まだ木質バイオマス生産組合としてどのような形で価格、賃びき料と言いますかね、そういうものをもっているかは、まだ把握しておりませんが、私どもといたしましては製材品自体が、製材された板だとか柱だとか胴縁だとか、いろんな端柄材というものが生産できると私どもも認識しておりますけども、かんながかかっていませんし、高規格なものという捉えはしておりません。

生産した材はですね、例えば物置だとか、畜舎だとか、そういうものに利用するための簡易製材機の活用でございまして、一般住宅の内装材の柱だとかというかたちでの生産品は不可能だというふうに思っています。物置だとかそういうような形で製材は可能でございまして、そうしますと一般の価格よりも低価格にならざるを得ないし、それらの生産を地元で有効に活用していただくという道を第一歩踏み出したと認識しておりまして、価格については木質バイオマス生産組合とそれを買い求める一般の消費者との話し合いで価格が決まるもんだと私どもは思っております。以上です。

○4番（長谷川耿聰君） 概ねわかりました。貸付条件に関して、例えばめったに壊れないと思うんですけど、万が一、製材機が壊れたり破損したりした場合の、かなり修理費用がかかる場合について、これはどちらが持つのか、それと経営については生産組合がやるので、貸してしまうから、電気料やいろいろかかると思うんですけど、採算が取れるか取れないか。これはおそらく初めてなので、おそらく採算性を考えると難しいと思うんですけど、こういうものに対して村は助成をする考え方があるのかなのか、この2点についてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） お答えいたし

ます。壊れた場合の機材の対応をどうするんだというご質問だったと思いますが、一応私どもとしましては無償貸付で提供し、その管理・運営を木質バイオマス生産組合にゆだねると。その中で壊れた場合ですね、これは木質バイオマス生産組合で対応していただきたいと。ただ、自分で修理ができないと場合によってはあると思いますが、購入時に購入先の業者に対して、まんべんなるメンテナンスをお願いしております。ある程度の故障は対応可能だと思っております。

もう一つ、この製材機で製材された中で木質バイオマス生産組合が運営していくわけですが、採算性があるのかというご質問でございまして、大量の生産ができるわけではございません。それぞれ村民の一次的な材の注文に応じてやる、注文されたときに生産するという村民のニーズに便利さを追求する形で、木質バイオマス生産組合として、企業として、村民に対して還元するという意味も含まれておりますので、その中でも生産性と言いますか、経営と言いますか、採算性は見なきゃいけないのですが、村民のニーズに応えるという位置づけに重きを置いて、木質バイオマス生産組合にこの製材機を無償貸付してゆだねるというふうに思っております。

そして、これに対する補助制度を考えているのかということですが、いまのところは全く考えておりません。私ども林業振興室として、その運営管理にできる限り関わって支援していきたいと思っております。以上です。

○4番（長谷川耿聰君） 例えば垂木一本とか、小さな板だとか、わざわざ富良野まで買いに行くので、ここで作っていただくと大変便利だと思うんですけど、それは十分にわかります。ただ、木質バイオマス生産組合が多額な赤字を背負うようなことがあったら、これは大変な問題だと思うんですね。その辺は十分考慮に入れ

て今後の運営をしなきゃならんと思うんですけども、その辺の考え方をもう一度だけお聞かせいただきたいと思います。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） 採算性、非常に重要でございます。そういう意味では私どもも木質バイオマス生産組合に対して、積極的に関わって経営の安定化に向けてご指導させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第1号、財産の無償貸付についての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第2、議案第2号、北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号、北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

◎日程第3 議案第3号

○議長（相川繁治君） 日程第3、議案第3号、北海道市町村総合事務組合格約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第3号、北海道市町村総合事務組合格約の変更についての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

◎日程第4 議案第4号

○議長（相川繁治君） 日程第4、議案第4号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第4号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

◎日程第5 議案第5号

○議長（相川繁治君） 日程第5、議案第5号、占冠村個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 1点お伺いいたします。21ページの一番下の方にあります特定個人情報の利用の制限ということで、第6条の2というところがありますが、第6条の2第1項のた

ろで、特定個人情報を利用目的がなかったら利用してはならないということで決めてありまして、それで第2項でその例外を、目的外の利用を認める場合を述べているわけなんですけども、その第1項で利用しちゃならない、目的がなかったらダメだよって言って、第2項でこういうふうに言うのはちょっとおかしいので、あると思うんですね。それで第6条の中では、これは普通の個人情報のところなんですけど、それは目的外のところは利用してはならないと。ただし、ということで、同じ項にまとめてやった方がいいんでないかなと思うんですけど、そのへんの考えをお伺いすると、個人情報の場合は、目的外使用をしてもいい場合の各号のいずれかの条件があれば、1号で本人の同意がある、2号、法令等に定めがある、3号が人の生命云々ということで理由があるときということで、1号から4号いずれかの一つの条件があれば目的外使用をしてもいいよと述べられているのですが、特定個人の場合は目的外使用を使うには、人の生命、人体、財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるときであって、プラス本人の同意があり、または本人の同意を得ることが不可能なときという2つの条件で目的外使用を認めるということになってはいますが、個人情報のときは1個の条件で良かったのですが、特定の場合が2つの条件をクリアしなきゃならないということなんですけど、そのへんのことについて、以上2点についてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 特定個人情報の利用の制限ということで、従来は個人情報ということで村の条例にはこの特定個人情報というのが記載されておりました。それで今回改正によってこの番号法の情報については定義として特定個人情報の利用の制限として、改正前においてはこの第6条の第2項のところ、実

施期間は目的外の利用等をしたときは、規則で定める場合を除き本人にその旨を通知しなければならないという規定になっておりました。

今回この特定個人情報の利用の制限ということで、第6条の2では、実施期間は第4条の2第1項の規定により明確にされた目的（次項において「利用目的」という）以外に、つまり明確にされた目的以外に特定個人情報を利用してはならないという項に改正前を改正後に変更するという改正内容でございます。

したがいまして、従来の個人情報と特定個人情報の利用の考え方を新たに設けたということでご理解いただければいいかなと私は思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 確認しますけど、前の6条っていうのはまだあるわけですよね。これについては普通の個人情報の規定ということで、今回6条の2という項目で特定個人情報関係の利用の制限について書かれているということで、そして、前の6条のときが目的外使用のときは、その1号から4号のいずれか一つ該当すれば目的外使用をしてもいいですよということなわけですよね。で、今回の特定個人情報ですか、これの目的外使用のときは前の個人情報のときの1号から4号の2つ、2件ですね。本人の同意プラス緊急何とかの理由があるときという2つの号をクリアしなきゃならないということになっているわけなんですけど、1個ずつでもいいんでないかなという話なんですけど、そこの答えが、お願いします。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） この特定個人情報が入ることによって従来の村が持っている条例をさらに厳しく限定をさせていただいたという理解だと思います。6条の改正前の文言でいきますと、「実施機関は個人情報を取り扱う事務の

目的を超えた個人情報の利用または実施機関以外の者への提供をしてはならない」が先ほど言われ、「ただし次の各号に掲げるという、限りではない」というのがありますが、今回の改定後につきましては、「実施機関は個人情報を取り扱う事務の目的を超えた個人情報（特定個人情報を除く。以下のこの条において同じ。）の利用は実施機関以外の者への提供はしてはならない」で、ただし書きは、「各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない」ということで、従来この特定個人情報というのがマイナンバーに関わるものを従来の条例より厳しく制限をしたものだと考えております。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） その辺は特定個人情報の場合厳しくなったという理解でわかりました。最初に言ったですね、その前の6条の2の1項と2項を一緒にして、ただしというところで繋げてはどうかという、2項を無くして。その考えはどうでしょうか。

あの、このままだと6条の2の1項で目的外に使っちゃいけないよと、すべてあらゆることで目的外に使っちゃいけないよと言っていて、で2項でただし目的外利用を認める場合はということであるので、前みたくただしこういうことであるときは…と1つの項にまとめたらどうかなと思うのですが、その考えはどうですかね。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） この条例につきましては、一応準則で示されておまして改正前と改正後の条文のあり方について示されておまして、これに沿ったものということでご理解いただきたいと思います。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） この条例の23ページの附則の中で、「第2条の規定は、行政手続きに

おける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号」とあります。

これにつきまして、この規定をもうちょっとわかりやすくご説明お願いいたしたいのと、もう1点はこの後段に、「この規定は公布の日から起算して4年を超えない範囲において政令で定める」とあります。公布の日から起算して4年以内に政令で定めるというのは、これは4年間も経つと率直に言ってこんなに遅くなって、他の条項に影響が出ないものか、これについてお伺いいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） この条文改正の第1条については10月5日ということで、付番されて番号を通知する前に各地方公共団体で条例化しなさいということで1条についてはやりました。

第2条につきましては、この手続条例で4年ということですが、行政手続きにおける特定の個人を識別するために番号の利用等に関する法律が平成25年5月31日に公布された、つまりそれから4年ということだと思われませんが、それで今回この法律の附則で定めた、つまり第2条については、これをその中で政令で定めるので、それに合わせて施行しなさいということになると思います。

本村についても昨日ご説明したとおり利活用条例ということで、具体的にじゃあこの中でこれをどう利用するんだということは別途条例を村としても定めますということになるかと思えます。

国で決めている政令ですから、政令で4年を超えない範囲でということなので、平成25年から4年以内ということの捉えだと思います。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 平成25年5月31日はわかるんですけどね、公布の日から起算してと

いう、この公布の日っていうのは平成25年5月31日を指すのですか。

交付の日から起算して4年を超えない、それから19条の7号ですねこれ、附則の第5号ですから。ここに書いてありますよね、法律の第19条の第7号、第21条から第23条、それから第30条第1項から第4項までの規定は公布の日から起算して4年を超えない範囲とあるんですよ。だからこの第19条第7号、第21条から第23条とこれいろいろあるんですけども、特定個人情報提供制限だとか情報の提供者、情報の紹介者だとか、いろいろなことが書かれているんですよ。それで4年も置いといたらおかしくならんかなって。それで公布の日から起算して、この公布の日がちょっと不明なもんですから。ここをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（長谷川耿聰君） 先ほども申し上げましたとおりこの番号法につきましては、平成25年5月31日に公布されています。

いまご質問のその政令の部分の条例文は手元にはないのですが、いま23条とか、その資料が手元にはないのでちょっとわからないのですが。法律は平成25年5月31日に公布された、それを見てらっしゃるのかなと思ってるんですが違いますか。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） あの参考までに持ってきたんですけど、21条は情報提供ネットワークシステムの関係、これは情報提供者、もとめるものです。それから22条ってやつは特定個人の情報の提供者、それから23条ってやつは情報提供者の記録、こういうことがうたわれているんですよ。

それでこれを結局「の規定を公布の日から起算して4年を超えない範囲内」って言うから、いま申し上げた関係を公布の日から起算してっ

て、公布の日っていうのがちょっとここでわからないもんですから。4年も置いといたらおかしくならないのかということをお伺いしたいんです。法律関係でここに、「附則に法律の附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する」と書いてあるもんですから、それでお伺いしているんですよ。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 本条例改正案の第2条はその部分に関わる特定個人情報の利用の制限、それらの条項になります。いま議員おっしゃっていた情報の提供、記録、情報等の記録訂正ですか、これに関わる条例第2条、本条例で改正をしますと。

それでこの第2条については、いま議員がおっしゃられた政令の、本条例、国で定めた条例の行政手続きの特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の附則でこの施行日を別途定めるんだということで、これは近々に定められますので、その定めをもって村もこの条例を生かすという考え方だと思います。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第5号、占冠村個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

◎日程第6 議案第6号

○議長（相川繁治君） 日程第6、議案第6号、占冠村手数料条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） この条例の27ページの施行期日の「この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条及び次項の規定は平成28年1月1日から施行する」、この「第2条及び次項」、この次項はどこにあって何が書いてあるかお伺いします。

○議長（相川繁治君） このままの状態です。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） すみません。第2条の次項の規定なんですけど、この2条の別表保健福祉課関係の項を次のように改めるといって、今回のこの案件について個人番号カードが平成28年1月1日から希望者に配布することになりますので、この規定では1枚につき800円という再交付の取り決めが上から7行目に、1枚につき800円ということの記載がございます。ということで、この個人番号カードの再交付1枚につき800円が追記されますので、このことを指していることと思います。

○4番（長谷川耿聰君） もう一回説明願います。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 26ページの第2条、占冠村手数料条例の一部を次のように改正するというので、別表保健福祉課関係の項を次のように改めるということで、別表のこの手数料の関係の記している項のうち、これまでは住民基本台帳カードという名称でしたので、これに個人番号カードの再交付ということで1枚につき800円を追記しております。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） いまの説明、ちょっとおかしくないだろうか。第2条、占冠村の手数料条例の一部を次のように改正するでしょ。別表保健福祉、これ条例を一部改正する条例だから、個人番号の通知再交付だとか、個人カードの再交付だとかが入ってるんですよ。ここで言うのは第2条及び次項、次項ってやつがどこかになきゃならないんでないですか。これが次項になるっていう解釈はちょっとおかしくないだろうか。普通、次項ってことは1項があったら2項だとか3項だとかっていうふうに項目が羅列されてるんでないかと思うんだけど。これは手数料条例の一部を改正する中で個人番号だとか個人通知カードだとかというのが出てくるんだから。だからいまの説明、少し変でないだろうか。

○議長（相川繁治君） このままの状態を暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時48分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 27ページの附則にあります第2条及び次項の規定というこの内容につきましては、その下段にあります2項

の経過措置のことを指しておりまして、別表の表合わせてこの経過措置を平成28年1月1日に施行するものでございます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） いまの条例案のところですが、先ほどの個人情報条例もそうなんですけれども、総務産業常任委員会でも説明いただいているんですが、住民のみなさんはこの経過がわからないので導入の時期、経緯等を簡単に説明いただきたいのと、あとこの手数料条例の変更によって住民負担があるのかどうかということをお伺いします。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） この個人情報の条例関係も合わせてですね、通知カードがもう10月から全世帯に配布されるということで、一方的な取組みなんですけども、でき得限りの窓口ですとか広報等では周知したいと考えております。

個人負担の経費のことも言われましたが、あくまでも配布に関しましては、初回は無料ということで、国の措置でありますので通知カード、個人番号カードについては無料で配布されます。ただし、そのカードが個人の管理のもとに紛失してしまった場合は再交付の手数料がそれぞれかかるということでもあります。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 再交付の件はよくわかりました。紛失しない限りお金がかからないということですね。

10月1日から個人番号の通知カードが交付されるということは、このマイナンバー制度は10月1日からもう運用がされるという理解でよろしいですか。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 個人カードの配布につきましては、10月5日以降ということでお聞きしております。10月5日以降、それぞれの住民の方に個人ごとの番号が届きますので、本格的な施行につきましては平成28年1月1日から、個人番号としてさらに認識される住民基本台帳でいう顔写真だとかそういう識別の機能を備えてカードを発行しない限り、有効活用と言いますか公的なカードとしては運用できないということですので、あくまでも来年の1月1日以降の個人番号カードを作成以降ということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号、占冠村手数料条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

◎日程第7 議案第7号

○議長（相川繁治君） 日程第7、議案第7号、平成27年度占冠村一般会計補正予算、第3号の

件を議題とします。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、数字のみを聞いて終わることのないよう質疑し、答弁は要点を明確に、簡潔に発言してください。

質疑はありませんか。

6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 2点ほど質問をいたします。まず41ページの3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、13節の委託料です。小規模多機能型居宅介護施設を建設したときに結果として出た残土をまた改めて委託して運ぶのか、それとも今回の公園というか、庭園を作ったときの残土を運ぶのか、そのへんが明確でないのと、本来工事費の中に設計段階でどのくらいの残土が出るか明らかなので、それら进行处理することも含めて工事費に本来は含まれなければ、普通の工事はそういうことだと理解しています。そのへんについての考え方というか説明をお願いします。

それから2点目、43ページ、8款、土木費、3項、住宅費、1目、住宅管理費、14節、民間賃貸共同住宅等賃借料の関係です。今回、103万8千円増加しているわけですが、これは民間賃貸共同住宅の賃借料ということなんですけども、要するに入居者が全員入らなかったときにその穴埋めを村が保障するというのでやっているのか、その辺についてまずどういう状況になっているのか伺いたいと思います。以上2点です。

○議長（相川繁治君） 福祉施設推進室長、中田芳治君。

○福祉施設推進室長（中田芳治君） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。本来であれば一括した工事の中でということでしたが、1点目はやはり冬場の工事に一部かかっていたということが一つございます。それと

埋戻しの部分が絡んでおりまして、ただ排出するだけではなく、どこかで利用ということも含めて、今年度に至ったということもございまして、この中には工事等という言葉をあえて組み込ませていただきました。これは今回の外構工事でも出されたいわゆる排出土、これも含んでいるというご理解をお願いしたいと思います。そういった中で今回一括して最終処分場の方に運搬するという経費でございます。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） 43ページの8款、土木費、3項、1目の使用料及び賃借料の関係ですけれども、いま建設中の1棟4戸を村の方で一括借り上げるということで、今回1月から3月分までを予算計上させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 小規模多機能の残土処理等ということで2つの工事のだと。それで工事は例え遅れようと、冬期にかかろうと、当然工事費の中にそのことを含めて、それは結果的に工事が終わってから業者が責任をもって残土処理をするという本来のそういった契約でなければ、やっぱりまずいんだらうと思っております。

それから、合わせてやるということで結果的にはごみ処理場の土で覆うということで使うわけですが、何か付け足しでやられたような感じがして、どうも工事契約のあり方含めて問題があるような気が実はしています。今回の説明については、そういうことでこの件については理解はしますが、今後そういった工事が行われるときについては当然工事の中で、例えば残土が出るとか、はっきりしているわけですからその処理についてもきちんと工事費の中で積算して一物件の中で終わらせる、完了させると

いう形をぜひ取っていただきたいと思っております。

それから、賃貸住宅の賃借料ということで今回予算化したと。この物件はどこの物件を指しているのか伺いたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） この物件については千歳地区でいま建設中の住宅を指しております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 最後の質問です。千歳ってことは消防が利用するというところでやっているやつなのかな。その辺がちょっとわかりませんので。どこかで工事をやっているというのはわかりますけれども、看板も何も立っていないんだから、何の工事だかよくわからなくて、噂では消防の人たちが入る住宅だと、そういう理解でいいのか、そのへんがちょっとわからなかったもんですから。空き家があってその保障で予算化したのかなという理解をしちゃったもんですから。こういう質問になったということです。再度お願いします。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） 議員おっしゃるとおり、消防職員を入れるつもりで、いま建設している住宅になります。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） いくつかお伺いしたいと思います。

まず37ページ、16款、財産収入、2項、財産売却収入、1目、不動産売却収入、1節、土地建物売却収入の詳細をお聞きしたいと思います。

続きまして39ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、11目、諸費、18節、備品購入費、

防災備品の購入費の内容についてお伺いします。

40ページ、2款、総務費、2項、徴税費、1目、税務総務費、13節、委託料、差押物件の公売不動産価格算定委託料ということですが、差押して公売するというのは初めてのことだと思いますが、この経緯についてお伺いしたいと思います。

41ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、13節、委託料と19節、負担金、補助及び交付金ですね。いま五十嵐議員の方からも質問がありましたけれども、まず小規模多機能型居宅介護施設工事等の残土の運搬委託料ということで129万5千円です。実は当初予算で外構の工事で1500万、設計料150万ということであって、いま外構の工事をされてるわけですけど、私も議員として見ている中で工事費は前年度に計上されていて、新たに外構工事をやると。その外構工事というの、本来であればそれに含まれているべきじゃないのかなど。その外構工事の内容が、私の理解では本体工事でできなかった外の部分を少し手直しをする、そのくらいに考えていたんですが、実はいまあずま屋を作ったり、そういった工事をしていると。その部分はあまり理解がない中で進められているということが、これは当初予算でこちらでもチェックが緩かったのでは仕方ないとは思いますが、とにかく小規模多機能施設が建設された後にこうして後追いでいろんな経費が出てきているということに住民は捉えていると。これは住民から出ている声なんですけれども、ですので、小規模多機能について、この残土処理の経費でこれで最後になるのかどうか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

それと下の19節の小規模多機能型居宅介護施設利用者の負担助成金の増です。これは利用状況が良好で増えているということだと思うんですけど、そのあたりの利用状況についてお聞き

したいと思います。

続きまして42ページ、6款、農林業費、2項、林業費、1目、林業振興費、13節、委託料、地域材活用事業委託料の詳細についてお伺いいたします。

その下の18節、備品購入費です。野生鳥獣対策の備品購入費、これも総務産業常任委員会で内容をお聞きしてるんですが、住民のみなさんにわかっているために質問したいと思います。

それと下の19節、負担金、補助及び交付金、木質バイオマスイエネ導入促進事業の詳細についてお聞きします。

続きまして43ページ、7款、商工費、1項、商工費、2目、観光費、15節、工事請負費、湯の沢温泉の給湯ボイラーの更新工事ということです。これも湯の沢温泉の方が営業が度々中断するというようなことになっていますので、状況をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 41ページの3款、1項、1目、社会福祉総務費の19節の小規模多機能型居宅介護施設の利用者負担の助成内容です。今回133万5千円の増額なんですけど、一応動向としましては当初予算でこの利用者の助成金につきましては94万5千円の予算化をさせていただいております。4月から6月までの実績、2種類ございまして、第10条関係の利用助成、これにつきましては施設利用の21人分なんですけど7月以降の見込み数字、実績で10万円強なんですけど、増える見込みにもあるということで7月以降の助成額については14万円くらいの見込み額で計上しました。あと11条関係の食費、居宅費ということで、介護認定をして施設利用をしない方の支援策の方が8人いらっしゃいました。これにつきましても4月から6月の実績

については5万5千円程度だったんですが、7月以降6万1千円で数字を見込みまして、この2つの助成あわせ試算いたしますと228万円ということで、当初予算の94万5千円との差額として133万5千円を増額したいという中身になっております。

○議長（相川繁治君） 福祉施設推進室長、中田芳治君。

○保健福祉推進室長（中田芳治君） 山本議員のご質問にお答えいたします。41ページ、3款、1項、1目、13節の小規模多機能の残土運搬に伴う部分でございますけれども、先ほども説明させていただきましたが、やはり冬場の工事ということも含めて外構については別途という計画をする中で、あえて新年度に取らせていただいたという経過もございます。そういった中で、いわゆる小規模多機能施設に伴う関連工事がもうないかというご質問でございますけれども、いま現在のところ、これで終了というふうに理解をしているところです。以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） 42ページ、6款、2項、1目、林業振興費のまず13節、委託料の地域材活用事業委託料64万8千円のご質問でございます。昨年度、中トマムの村有林の森林整備を実施しておりますが、その間伐事業の中で、搬出された空洞のシナノキの大木の空洞が排出されまして、これを有効活用するという主旨で村内の工房へ委託いたしまして、ベンチあるいは遊具を作成して村有施設へ配置したいというようなことを予定しております。

ちなみにその空洞を利用してベンチを作った折には地域カフェ、それから遊具といたしましては村内保育所の木のトンネル等に活用するよというような形で有効活用を目的とした経費でございます。

続きまして18節の備品購入費、野生鳥獣対策備品購入費51万5千円でございますが、これは無人遠隔操作で自動制御によりまして飛行できる無線無人飛行機いわゆるドローンといわれるものを購入したいと。

この活用目的でございますが、村内では毎年ヒグマによるデントコーン食害が発生しておりまして、平成26年度推計115万円の被害があったと承知しております。これらに対して巡視警戒や箱穴での対応を現在しておりますが、被害の発生時期や場所を網羅的に把握することが極めて困難な状況にあります。

かつ被害状況調査もデントコーンのほ場は草丈も高く困難な状況にあるということも踏まえて、このいわゆるドローンを購入いたしまして無線無人飛行機により上空からの調査を可能にした形、あるいは冬場のエゾシカ対策、生息調査等に活用するというような形で有効利用に向けて購入をしたいというふうに思っております。

引き続き19節の負担金、補助及び交付金の木質バイオマスエネルギー導入促進事業287万円のご質問をいただきました。本年2月に木質バイオマス生産組合が中心となりまして、薪の利用拡大に向けたアンケート調査を実施させていただきましたけれども、その中でも薪あるいはストーブ等の購入に関わる補助制度があればいいねというアンケート調査による意向確認をしたところでございます。私ども村としましては低炭素社会の構築や地域経済の活性化を目的とした木質バイオマスエネルギー導入促進事業という名前でこの補助事業を創設したいと思っております。

中身でございますけれども、薪ストーブあるいはボイラーの購入費、合わせてこれらの設置費用をある程度補助したいと。それから薪におきましても家庭用薪購入費におきましても補助を

していきたいということで、村内のみなさまに木質バイオマスの有効利用に向けた一歩を踏み出したいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

○企画商工課長（松永英敬君） 議案書43ページ、7款、1項、2目、観光費の湯の沢温泉給湯ボイラー更新工事の関係で、営業中断する状況等についてご質問のあった件でございますけれども、こちらにつきましては8月、この議案に記載がございます給湯ボイラーに穴が開きまして、使用できなくなったことによりまして休止が発生しております。

また加えまして先日新聞のチラシに入ったかと思えますけど、今月2日間休止となります。こちらにつきましては、館内と浴槽の清掃を主として夏場のシーズンのピークが終了いたしましたので、それまで手を付けられなかった部分について行うというものでございまして、こちらについては機器の故障といったものではございません。

また、今後なんですけれども、ボイラー、この予算が可決していただけますと工事発注となるわけですが、新しいボイラーを設置する工事と配管の接続工事、これによって事業者と打ち合わせをしてみなければわかりませんが、従前からの例で行きますと1日、2日程度は休止させていただく期間が発生するのではないかとこのように見込んでおります。

村といたしましても指定管理者と協議をする中から、なるべく土日の休日にかからないように平日の作業を心掛けて利用者になるべく迷惑をかけない形で今後もこういった修繕等を、緊急の場合はやむを得ないですが、通常のものについては計画的に進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 37ページの16款、2項、財産売払収入で、土地建物売払収入でございます。売り払う面積が、有限会社雅につきましては1230㎡、株式会社アイデアワークスにつきましては1527㎡ということで、用地確定をさせていただきまして売上げ36万5千円の内容になってございます。

次に39ページの2款、1項、総務管理費の11目、諸費でございまして、防災備蓄用備品購入費でございまして、1点が遠赤外線石油ストーブ、トマム支所配備分でございます。これが5万8千円。それから発電機のバッテリーの更新ということで2万1千円、合わせて7万9千円という内容でございまして。

40ページの2款、2項の徴税费における差押物件の公売不動産価格算定委託料ということでございます。内容につきましては、村内の民家でございまして、相続が上手くいってませんで、それぞれの相続者がこれらの税に対して納税をしないということで言われまして、公売もやむなしということで、村としましてはこれらの施設を公売にかけてそれらの公売した価格を税分に納入をいただいて、残りの分についてはそれぞれの相続者にお返しをするということで、概ね遺族の方と了解が得られましたので、これらの公売の手続きをさせていただくという内容でございまして。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 42ページの6款、2項、1目、林業振興費のところちょっと追加で質問させていただきたいんですが、まず13節で空洞のシナノキですけれども、公園の遊具で使いたいということですが、これは非常に有効活用させていただいて非常に良いなというふうに思っておりますが、以前から公園とか保育所の遊具についてはいろんな意見がありまして、老朽化している、また老朽化した後に更新が時間が

かかってしまって、もう子どもが卒園してしまうといったこともありますので、これは林業振興室としてのアクションだと思うんですが、ぜひ保健福祉課とも連携をした中でこれから遊具をどうするかという部分も含めて、地域材の利用ということも含めて話し合っていたきたいと思いますが、そのあたりのことをお聞きしたいと思います。

続いて18節、備品購入費なんですけど、ドローンですが、鳥獣対策だけではなくて、最近では観光利用で非常に素晴らしい映像が撮れるということで、景勝地等を撮影するというところにもぜひ利用していただきたいなと思いますので、そういった横断的な利用についてお聞きしたい。

またこれについては、例えばイベントのときに飛ばして落下して事故が起きますと、そういったことも懸念されますので、十分留意されて使っていただきたいと思いますが、そのところをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） 42ページの地域材活用事業委託料に絡んでご質問をいただきました。議員が言われるように各課横断的な連携の中で取り組みたいと、今後も地域材の有効利用に向けて取り組んでいきたいと思っております。

それともう一つは、ドローンのご質問をいただきました。これもいま申し上げた鳥獣対策だけの活用ではなくて、庁内で横断的に連携を図りながら橋梁の点検だとか、観光面での景勝地の撮影などにも有効に活用できるだろうというふうにしておりまして、これも庁内横断的な活用、有効利用に向けて取り組んでいきたいと思っております。

それからこれに関連して、ドローンの使用方法のご質問だったと思っております。ちなみにこのドローンの法規制というものが若干ございまして、

このドローンの飛行に関しまして事前に国土交通大臣の許可を必要とする制限地域が事前に決まっております。例えば空港周辺、あるいは人または家屋の集中している地域の上空等は飛行禁止というようなこととございます。しかし、国土交通大臣の承認を必要としない飛行方法の取扱いもございまして、日中において飛行させること、あるいは周囲の状況、目視による常時監視すること、人または物件との間に距離を保って飛行させるというようなことの諸条件を守ることによって飛行が可能だと思っております。我が村におきましてもドローンの有効活用に向けて取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はございませんか。4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは何点かお伺いします。

まず1点目は39ページの2款、総務費、1項、総務管理費、8目、支所費384万3千円、これについては地域カフェの改修ということでございますが、昨年の閉鎖からかなり時間が経っております。9月の補正ということになったんですけど、この遅くなった理由についてお伺いいたします。

次に40ページの2款、総務費、2項、徴税費、1目、税務総務費、13節、委託料の26万7千円のこれは滞納処分、先ほども山本議員からご質問があったんですけど、これはいつから発生されたか、それで説明を聞いていると相続が遅くなってということとございますが、まず発生の時期、それとこれについてはいままで監査委員から指摘があったかなかったか。指摘があったとすれば、これに対してどのように滞納処分者とお話をしてきたかお伺いいたします。

次に41ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会副総務費、20節、扶助費40万

円について、これに当初予算は30万円ですけども倍以上に内容が膨れ上がっています。この理由についてお伺いいたします。

次に41ページ、3款、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費、23節、償還金、利子および割引料、子育て世帯臨時特例給付金事業費返還金の発生理由、これについてお伺いいたします。

次に42ページの6款、農林業費、2項、林業費、1目、林業振興費、19節、負担金、補助及び交付金、これは林業振興室でございますが、287万円取ってますが、これは薪ストーブそれからボイラーの導入ですか、それから先ほど説明にありました家庭用の薪の補助というふうにお伺いしたと思ったんですが、これについては昨年アンケート調査が行われております。補助があれば薪ストーブを買いたいという方はどのくらいおったか、それで予測の予算で組まれたと思うんですけど、その辺とそれからストーブの助成はなんぼか、ボイラーの助成はなんぼか、薪に対する助成はなんぼか。この287万円の振り分けについてお伺いいたします。以上です。

○議長（相川繁治君） トナム支所長、多田淳史君。

○トナム支所長（多田淳史君） お答えいたします。2款、1項、8目、支所費になります。

これにつきましては、町内会の方でミナ・トナムを5月に賃貸の契約をしまして、それから利用についての検討を行ってきております。5月の段階では、6月の補正予算には間に合わないということで9月、今回の補正予算に向けて十分に検討していこうということで、トイレの位置ですとか、流しの位置、それから既存の業務用冷蔵庫の処分について検討を重ねてきております。ですから今回9月の補正ということになりました。若干遅れておりますが、9月の補正をさせていただいたということになります。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 41ページの3款、1項、1目、社会福祉総務費における20節、扶助費、補装具関係の40万円の増額の経緯といえますか、理由ですね。当初予算30万円から40万円ほど補正する内容なんですが、これにつきましては補装具ということで高齢者、障がいを持たれている方の補聴器ですとか車椅子ということで、助成策があるのですが当初予算でみていた件数を上回る、電動車いす等の補助も今回更新ということで、これも国の助成策もございまして、国と道の助成策を合わせて経費を計上しておりますので、こういった突発的な補装具の申請がありましてということの状況でございます。

同じく3款、2項、1目、児童福祉総務費におけます、23節、償還金、利子および割引料、子育て世帯臨時特例給付金事業費返還金の理由ですが、これにつきましては異動によりましての子育て世帯の状況がございまして、返還するという事案ということの理由とお聞きしております。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 40ページの2款、2項、徴税費の1目、税務総務費、13節、差押物件の公売不動産価格算定委託料の関係でございます。

ご質問の滞納状況でございますが、過去に所有者が亡くなられたのち、それぞれ固定資産税についてはそれぞれ納付がされておりました。過去滞納、若干の期間のずれはありましたが、納付されておりましたので、未納ということではありませんでした。ただ、先ほど申し上げましたように相続の事案がなかなか上手くいかないということで、平成26年度の納税の折、ご相談を受けて売り先があれば売っていただき

たい、それを税に充てていただきたいというお話がございまして、村としてもそういった今後の納税が難しいというお話でございましたので、そういった手続きを取らせていただくということで、未納については平成26年度の分が残りますし、現年度分が当然課税されるという内容でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） 占冠村木質バイオマスエネルギー導入促進事業の事業内容についてご質問をいただきました。基本的に薪ストーブ、薪ボイラーの購入にあたりましては購入費の2分の1以内、ただし購入価格が10万円以上のものということで、ストーブ、ボイラーとして高性能なものを私どもは推定しております、それらの購入費の2分の1といたしました。また上限を定めておりまして、上限は25万円までと。

次に薪ストーブ、薪ボイラーの設置費におきましても補助しようということで、設置費の2分の1以内ということで、設置費用が10万円以上のかかる経費で上限は30万円までというようなことを予定しております。

それから家庭用薪購入にも補助をしようということで購入価格は1立方当たり定額2000円という補助をしようということで、購入価格は1立方当たり定額2000円ということを考えております。概略は補助事業の対処経費、補助額というものでございます。

それともう一つ、この補助制度創設において、アンケート調査を2月に木質バイオマス生産組合が実施体で実行したわけでありましたが、その後にはですね、どの程度の要望があったのかというご質問だったかと思えます。アンケート調査は、世帯数で郵送に259世帯にアンケート調査をいたしまして、回収は140世帯、回収率54%でござ

います。その他に訪問調査23世帯、これは回収率は23の100%でございました。合わせて世帯数で282世帯、回収163世帯、回収率57.8%という調査を実施したわけでありまして。その中で自由にアンケートの中で、いまのそれぞれの世帯の薪、あるいは薪ボイラー、ストーブの意義について設問をさせていただきました。それで、今後薪に興味があるかないかというような質問の中で項目を設定いたしまして調査を実施いたしましたけれども、自由に記入してくれというエリアも用意いたしまして、薪だとかストーブの補助制度があればいいねという自由な記述欄を設けまして、そこにたくさんの意見をいただきました。

基本的には現在村内で薪ストーブを敷設するのに可能な世帯は2割にとどまっております。補助制度があるとよろしいねというような人たちもこの2割以上に、いま現在薪を使っていない人も含めていろいろおりまして、デジタル化したものはございませんが、薪に興味があるというようなことで、ご回答いただいた人は45%というような位置付けでございますので、デジタル化はしておりませんが、そのような形で薪だとかストーブに興味をお持ちだというふうには私たちは理解しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 概ね理解しました。

再質問をさせていただきます。39ページの支所費の関係で遅くなった理由を聞いたんですけど、5月の定例会に間に合わなくて9月になったということなんですけど、実はこれ非常にトマムの方々は積極的にこの地域カフェ、これは支所長も中に入ってやっているということです。昨年、プレハブを借りてきてやられているんです。この地域カフェをやるところですか、その買取問題もあったんですけど、当然あれだけ積極的に急いでプレハブまで設置してやられてお

って、なぜ当初予算に間に合わなかったのかと。当初予算に間に合わなかったとすれば、なぜ5月に取れなかったのか。5月に間に合わなかったという理由、これについて再度お伺いします。

それからもう一点は、先ほど電動の車椅子ですか、これについては当初こういう助成制度がなかったものか、このことをお伺いします。

それともう一点は、薪1立方当たりの単価はいくらか、この3点について再度お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 補装具の電動車いすの更新につきましては、当初では予定される30万円の経費には含まれておりませんでした。だから突発的な申請によるものでございます。

○議長（相川繁治君） トナム支所長、多田淳史君。

○トナム支所長（多田淳史君） 再度お答えいたします。6月定例会の方に予算の方が間に合わなかったという件に関しましては、町内会と施設の契約を5月に締結いたしまして、その段階で修繕の算定を取りかかる段階で、すでに間に合わないということはわかってたので、それから町内会の各部会と調整をしながら、9月を目途に具体的な位置ですとか内容を詰めていこうということで検討をした次第です。

遅れた原因に関しましてはやはり契約が少し遅れたということ、賃貸の契約も村として若干遅くなりまして、その辺は申し訳ないと思っておりますけれども、契約の方がずれ込んだということと、あとは町内会の方でも急いで工事を行うというよりも自分たちで良いような形で、そういうものを作り上げていこうということで検討させていただきましたので、安易に急ぐことはないという判断で9月に補正を上げさせてい

ただいております。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） 薪の価格についてご質問いただきました。現在村内で薪を生産していただけてます、占冠村木質バイオマス生産組合におきまして価格が表示されております。それを申し上げますと針葉樹と広葉樹のミックスと言われるものは、村内1万3千円、それから広葉樹いわゆる雑木と言われる薪でございますが、村内1万8千円、それから針葉樹、トドマツだとかカラマツ、アカエゾというものは立方当たり8千円というようなことで3区分になってございます。

その他に配送料は地区別にかかりますが、村内であれば1千円から3千円程度が付加されるという状況でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 質問させていただきます。

35ページの10款、1項、1目、1節の地方交付税についてであります。一般的に地方交付税というのは基準財政需要額から基本財政収入額を引いた差額ということなんです、今回の補正で合わせまして、平成26年度の決算で出ております地方交付税の額よりももうすでに5千万円ほど多くなっております。この多くなったおおよその理由というか、それを説明していただきたいと思っております。

それから同じページなんです、14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金、1節、社会福祉費国庫負担金、低所得者保険料軽減負担金ということで道の国庫負担金にもあるわけなんです、当初予算にはほとんどなかったというゼロだったんですが、この対象と具体的な内容を示していただきたいの

と、どういった法令による対応なのかということをお教えいただきたいと思っております。

それから36ページ、14款、国庫支出金、3項、委託金、3目、教育費委託金、1節、少子化・人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業ということで委託金の計上があります。これはですね、まち・ひと・しごと創生法案の関係の委託金らしいのですが、一応人口が減って教育の方も適正規模というかその関係があるらしいのですが、一応人が、生徒数が少なくなったことに対する統合による学校づくりだとか、少ない中でも教育環境を充実させていこうというための事業に対する委託金らしいのですが、わが村では事業方針というか、それはどういう方向で展開していくつもりなのか、一応ですね、教育、総務省の方で内容出てるんですけども、44ページですね、10款、教育費、1項、義務教育、3目、義務教育振興費、この中で14節でリース料としてタブレットパソコンの計上があるわけなんですけども、ICTの教育関係のあれに使うのか、どうか。ま、うちのたまかな方向、どういったところで事業を展開していくのかということをお聞きしたいと思っております。

ついでに、44ページの9節、旅費のところでは費用弁償の増額の計上があります。当初予算ではこの費用弁償については2つに分かれていまして、費用弁償34万円、コミュニティスクールの費用弁償として87万円ということで計上があるわけなんですけども、30万6千円の計上がどちらの費用弁償の方にあたるのかをお教えいただきたいと思っております。

それから戻って38ページの21款、村債、1項、村債、1目、総務債、1節、臨時財政対策の関係なんですけども、普通、臨時財政対策債というのは交付税が不足分を補うというのが一般的なこれの役割だと思うんです。先ほど地方交付税がたくさん頂けるということになったのに、なぜ、

これについては臨時財政対策債はすぐもらえるというわけではなくて、これは発行可能額ということでこれだけ限度額が載ってるだけだと思うのですが、交付税が増えたのになぜ臨時財政対策債も増えていかなきゃならないのかという説明を伺うのと、今回交付税がたくさんいただいた分を繰入金の減額に充てているわけなんですけども、充てた後、差額が1千万円くらい残るわけなんですけども、この発行可能額の臨時財政対策債が1400万円まで増やしたというか、この額の根拠というか、出した理由をお教えいただきたいと思っております。

最後ですが、42ページの6款、農林業費、2項、林業費、1目、林業振興費、18節、備品購入費の先ほどから質問が何回か出ておりました、ドローンの購入費ということで出ているわけなんです。先ほど室長から、航空法が改正されて密集地ではだめだとか、夜間の飛行がダメだとか話がありましたが、一応、まだあれなんですけども、来年から操縦者の免許制だとか、登録制、所有者の登録制だとかということで規制がより厳しくなるような方向が考えられているということなんですけども、操縦者の技能講習だとか安全対策が必要だと思うんですけども、これに対する体制が必要だと思いますがどういうふうにご検討されているのか。またこのドローンの管理と保管はどういうふうになされるのか。

さっきドローンの写真を撮るということでお話もあつたんですけども、写真を撮ると今度はプライバシー関係の問題が出てくると思うんです。その辺の対応というか、どう考えていらっしゃるのか、その辺についてお伺いいたします。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 35ページの10款、1項、地方交付税の件からご答弁申し上げます。平成27年度の交付税につきまして

ては交付基準額が12億3731万7千円ということで、前年度対比でいきますと7291万2千円の増額ということになりました。増額になった主な要因としては、新しい費目であります人口減少等特別対策事業費におきまして6304万3千円の増額となったのが主な要因と考えられます。この人口減少等特別対策事業費と言われるものは、平成27年度地方財政計画において、まち・ひと・しごと創生事業費が計上されたことから、既存の地域の元気創造事業費に加えて新たに創設された費目であります。こういったことから、使途としては新たな事業費が追加をされ、交付税総体で増額になったということでございます。

次に38ページの21款、1項、村債に関わって、臨時財政対策債の増加と交付税との因果関係とがちょっと合わないんじゃないのというご質問でございますが、平成27年度の予算におきましては臨時財政対策債においては、当初予算で過大にならないように見積もっておりましたので、結果的に前年実績より低く見積もっておりました。実績ベースで平成27年度増額となったのはそういったことからとなりますが、実際の起債許可額につきましては平成26年度が9123万7千円、平成27年度が8941万4千円ですので、182万3千円の減額となっております。平成27年度の予算額が先ほど申し上げましたように実績より低く見積もっていたということで、結果として1441万4千円の増額ということになったということでございます。

交付税等の充当先でございますが、交付税については一般財源でありますし、臨時財政対策債について一般財源でございます。これらの財源があるということで充当先について繰入金の減額をそれぞれ財政調整基金、福祉基金、減債基金に充当をしたということでございます。したがって一般財源でございますので、他の補正予算において必要な財源がある場合にはそちら

の方に充当させたという結果でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 35ページの14款、1項、1目の民生費国庫負担金、低所得者保険料の軽減負担金の事業内容です。この事業につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための法律改正がございました。介護保険法の中で平成27年4月から公費を投入して低所得者の1号保険料の徴収強化を行うためということで、算定の基礎につきましては対象者165人で一人当たり3600円ということの経費から、約60万円を算出して国庫で2分の1、道費で4分の1ということで、要支援の方々の対策ということで、今後地域包括支援センターの方で単たる施設入所ばかりでなくて、地域として移管される事業について事業展開しなさいという国の方向でありますので、今後村としては訪問員の事業ですとか、訪問的なサービスも行っているんですが、それが全般的な村でできる事業内容を厳密にこれから煮詰めまして国が言う総合的な介護の確保ということで要されてますので、準備を整えてまいりたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） 備品購入費51万5千円絡みで、いわゆるドローンに絡んだ法規制についてご質問いただきました。現在、国土交通省におきまして国の段階でドローンの規制が検討されているように承知しております。重さが100kgを超える部分につきましては、法規制という位置づけで強化が必要だということだと思います。私どもが購入しようとしているドローンはですね、軽量で撮影ができるという程度のものでございまして、これにおきましては自主規制の中で管理運営されていくだろうと承

知しております。

操縦技術をどうするんだというご質問だと思うんですが、いまそれぞれの部門で全国的にドローンの活用についていろいろありますが、村といたしましてもこの購入にあたってですね、有効に活用するということから、操縦技術につきましては使ってみてということではありますけど、この機械の操縦技術の向上に向けての講習会等があれば、率先してそこに参加し操縦技術の向上に向けて取り組んでいきたいと思いません。

それともう一つ、このドローンの管理はどうするのということですが、一時的に森林、産業建設課で管理をさせていただきますが、庁内横断的な活用というのもございますので、いつでも産業建設課に申し入れてもらえば、これを有効に活用するということであります。

これで動画なり写真なりを撮影するという目的にこのドローンがあるわけですが、そのプライバシーはというご質問ですが、使用目的としまして公共的または広域的な活用を考えておまして、プライバシーというようなものには触れないというような建前で、ただしながら議員が言われたようなプライバシーに配慮した形での活用を務めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育次長、伊藤俊幸君。

○教育次長（伊藤俊幸君） 36ページの少子化・人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業委託料の事業内容についてでありますけども、この事業につきましては文部科学省の調査・研究委託事業でございまして、議員申されていたとおりこの調査・研究するテーマとしまして、一つとしては学校統合を行う場合の教育環境の充実ともう一つには小規模校を存続させる場合の教育活動の高度化といった2つのテーマが示されております。占冠村におきましては、

小規模校を存続させることを最前提とし、教育活動の充実を図っていきたいというふうにこの事業の考えであります。

タブレット型パソコンのリースの関係でありますけども、これにつきましてはタブレット型パソコンや通信環境等のICTを活用しまして、村内学校間や協力大学等のネットワーク等による教育活動の充実を図るための調査・研究を行っていきたいというふうに考えております。

もう一点、旅費につきましては講演会等講師の旅費であります。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） その旅費の講師のところはわかったんですが、当初予算にあう34万に付けるのか87万の方に付けるかということなんです。

○議長（相川繁治君） 教育次長、伊藤俊幸君。

○教育次長（伊藤俊幸君） 旅費につきましては委員等の旅費が15万円で、残りにつきましては委員等の先進地視察旅費であります。

（追加答弁）

○議長（相川繁治君） そのまま発言を許します。

○教育次長（伊藤俊幸君） 費用弁償が15万円で残りについては旅費であります。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 当初予算の中で費用弁償が二つ分かれて書かれているわけなんですよね。34万っていうのとコミュニティスクール用の費用弁償ということで87万、あ、8万7千円か、言い方が悪かった。3万4千円と。でどちらの方の費用弁償につけるんですかということなんですよね。上の方ですよ。

○議長（相川繁治君） 教育次長、伊藤俊幸君。

○教育次長（伊藤俊幸君） コミュニティスクールの方ではないです。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

他に質疑がないようなので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第7号、平成27年度占冠村一般会計補正予算、第3号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時06分

再開 午後1時00分

○議長(相川繁治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第8号

○議長(相川繁治君) 日程第8、議案第8号、平成27年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第8号、平成27年度占冠村国

民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

◎日程第9 議案第9号

○議長(相川繁治君) 日程第9、議案第9号、平成27年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第9号、平成27年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決しました。

◎日程第10 議案第10号

○議長(相川繁治君) 日程第10、議案第10号、平成27年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 60ページ歳出の2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービスの給付費、これが増えております。これが24時間訪問介護の実績が増えたのかどうか、内容をお聞きしたいと思います。

それから、その下の3目の施設介護サービスの給付費これが反対に減額になっておりますけど、どのへんの施設の利用っていうか、それが減ったのか、その内情っていうか、そのあれを教えてください。

それから、4款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、2目の償還金、過年度精算金240万増えておりますが、この精算金の内容を説明していただきたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 60ページの2款、1項、1目、居宅介護サービス等の給付金および3目の施設介護サービス等の給付金ですが、これにつきましては同額なんで、振替の科目を変えることの事由なんですが、議員の質問にあります、24時間介護のサービス動向というのは特段例年どおりそんなに相違はございません。例年どおりの給付となっております。

あと、4款、1項、償還金及び還付加算金の過年度の精算金ですが、この240万円の内訳としましては、前年度分の平成26年度のシステム改修の補助金の返還金が160万円、あわせて平成26年の介護給付費の国庫分の負担金、これが80万円ということでそれぞれ制度上のマイナメンバー関係の整備の経費、これの関係となります。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） ただいま説明がありま

したけども、2款、1項、1目、3目のところについて、例年どおりであることの説明がありました。例年どおりでしたらですね、なぜ増減が出るのかちょっとお尋ねします。

○議長（相川繁治君） このままの状態です。暫時休憩します。

休憩 午後1時05分

再開 午後1時06分

○議長（相川繁治君） 休憩を廃して会議を開きます。

保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） この居宅介護と施設介護のサービス等の増減なんですが、年度当初の状況では、小規模多機能施設のほうの経費になりますが、定員数も19人から登録人数を開始しまして、今現在24人の登録実数まで増えておりますので、動向としてはやはり実績に応じて入居者の動向が増えてきたということでの増減内容になります。失礼いたしました。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第10号、平成27年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決

しました。

◎日程第11 議案第11号

○議長（相川繁治君） 日程第11、議案第11号、平成27年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第11号、平成27年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決しました。

◎日程第12 認定第1号

○議長（相川繁治君） 日程第12、認定第1号、平成26年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書65ページをお願いいたします。

認定第1号、平成26年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について。平成26年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決

算は、併せて提出した証拠書類とともに監査委員において審査の結果、経理は収支とも適正であることを認める旨の意見報告があったのでその意見を付して議会の認定を求める。平成26年9月14日提出、占冠村長、中村博。

記以下の内容についてご説明いたします。1つ目、平成26年度占冠村歳入歳出決算書につきましては別冊となっております。別冊の決算書、1ページ総括表から157ページ歯科診療所事業特別会計までとなっております。下記に記載の（1）一般会計と（2）から（8）までの7特別会計がございます。

2とし、平成26年度占冠村歳入歳出決算に関する説明資料についても同じく別冊となっております。（1）の歳入歳出事項別明細書は決算書の一般会計は9ページから、各特別会計についても75ページから国民健康保険事業特別会計となっております、以降同様に記載されてございます。

（2）の実質収支に関する調書は決算書でいいますと、一般会計は73ページ、各特別会計についても98ページ国民健康保険事業特別会計となっております、以降各特別会計の最後のページに同様に記載されてございます。

なお一般会計及び、国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計におきましては、繰越明許費の繰越額が計上されてございます。

次に（3）財産に関する調書、（4）基金等運用状況調書は別綴りで1冊となっております。

（5）主要な施策の成果を説明する書類についても別冊となっております。

3として監査委員の意見書については平成27年9月11日付けの文書の写しを別冊で配布してございます。

それぞれ決算書の内容をご説明いたします。決算書をお願いいたします。決算書1ページの総括表をお開き願いたいと思います。

それぞれ決算額で申し上げます。一般会計、

歳入27億7842万2352円、歳出27億476万8091円、歳入歳出差引金額7365万4261円でございます。次に国保会計、歳入1億5763万7767円、歳出1億4810万5549円、歳入歳出差引金額953万2218円。次に診療所会計、歳入8824万5219円、歳出8377万5059円、歳入歳出差引金額447万160円。簡易水道会計、歳入2億1842万8149円、歳出2億1651万8828円、歳入歳出差引金額190万9321円。下水道会計、歳入1億318万6311円、歳出1億18万8521円、歳入歳出差引金額、299万7790円。介護会計、歳入1億989万2585円、歳出1億472万4380円、歳入歳出差引金額516万8205円。後期高齢者医療会計、歳入1553万6856円、歳出1518万273円、歳入歳出差引金額35万6583円。歯科診療所会計、歳入2222万3285円、歳出1997万9850円、歳入歳出差引金額224万3435円。一般会計、特別会計合計合わせますと、歳入34億9357万2524円、歳出33億9324万551円、歳入歳出差引金額1億33万1973円となっております。

以上、簡単ですが提案理由のご説明を終わらせていただきます。

○議長（相川繁治君） お諮りします。ただ今議題となっております平成26年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、議長並びに議会選出監査委員の山本敬介君を除く6人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を付与してこれに付託のうえ、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、平成26年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、6人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を付与してこれに付託のうえ、閉会中

の継続審査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩中に決算特別委員会の委員長、副委員長の互選をしてください。

休憩 午後1時19分

再開 午後1時22分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。休憩中の決算特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が届きましたので報告いたします。

委員長に工藤國忠君、副委員長に木村一俊君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第13 同意案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第13、同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題にします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中村 博君） 同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。平成27年9月14日提出、占冠村長、中村博。記、住所、占冠村字中央、氏名、鈴木雅士。

鈴木雅士氏は、村内事情に明るく、平成18年固定資産評価審査委員会委員に選任され、現在に至っており、同氏が適任者であるため委員に再任したいので議会の同意を求めるものです。なお委員の任期につきましては、3年となっております。

なお、同氏の経歴については裏面に記載してありますので、ご参照願います。

ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。ただ今議題となっております同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第14 同意案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第14、同意案第2号、占冠村教育長の任命につき同意を求めることについての件を議題にします。提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中村 博君） 同意案第2号、占冠村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて。下記の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。平成27年9月14日提出、占冠村長、中村博。記、住所、占冠村字中央、氏名、藤本武。

藤本武氏は、平成21年7月1日に教育委員会教育長に就任し現在に至っています。同氏は、学校支援地域本部コミュニティースクールを設置し、地域と密着した教育行政を行い、成果を上げております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正があり、同氏を占冠村教育委員会教育長に任命したく、議会の同意を求

めるものであります。なお任期は、平成27年10月1日から平成30年9月30日まででございます。

なお、同氏の経歴については裏面に記載しておりますのでご参照願います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。ただ今議題となっております同意案第2号、占冠村教育長の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって同意案第2号、占冠村教育長の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第15 同意案第3号

○議長（相川繁治君） 日程第15、同意案第3号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題にします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中村 博君） 同意案第3号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。平成27年9月14日提出、占冠村長、中村博。住所、占冠村字中央、氏名、森田智恵子。

森田智恵子氏は、保護者として学校支援地域本部実行委員会委員、コミュニティースクール推進委員会委員、占冠中央小学校運営協議会委

員を経験されておりまして、保護者としてまた地域の一員として学校経営に参画しております。前任者が辞職され、後任として同氏を任命したく、議会に同意を求めるものです。同意をいただきましたら、富良野広域連合の教育委員として村より推薦をいたします。

なお、同氏の経歴については裏面に記載してありますのでご参照願います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。ただ今議題となっております同意案第3号、占冠村教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって同意案第3号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第16 意見書案第7号

○議長（相川繁治君） 日程第16、意見書案7号、日本国憲法子ども権利条約の理念を尊重した教科書採択を求める意見書の件を議題にします。

提案理由の説明を求めます。大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 意見書案第7号、日本国憲法子ども権利条約の理念を尊重した教科書採択を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提案いたします。平成27年9月15日提出、提出者、占冠村議会議員、大谷元江。賛成者、占冠村議会議員、山本敬介。賛成

者、占冠村議会議員、五十嵐正雄。

日本国憲法子ども権利条約の理念を尊重した教科書採択を求める意見書。学校教育は日本国憲法、教育基本法第1条に基づき、子どもひとり一人の人格の完成を目指して行われます。歴史や公民教育の中心となる教科書は、国際協調の視点を持ち、日本国憲法の三原則である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を自らの生活に結び付けて学べる内容であることが大切です。

2016年度から中学校、中等教育学校（前期課程）で使用される教科書の採択が各地で始まっています。歴史・公民の教科書の中には、過去の日本政府や当局による加害の事実を小さく見せたり、アジア・太平洋諸国で2000万人以上の犠牲をもたらした日本の侵略戦争について、「自存自衛」で、日本の侵略が「東南アジアやインドの人々への独立への希望」になったと強調したり、占領期には「のちの独立の基礎となる多くの改革がなされた」などと日本軍を“アジアの解放者”として描いている教科書が存在します。一方、教員や研究者が自主的に立ち上げた出版社が発行した教科書では、歴史的事実を羅列するのではなく、過去の人間の姿やできごとを具体的に描き出し、歴史の事実に向き合い、子どもたちの発達や歴史認識の形成への考慮を指向した内容となっています。

1966年に日本政府も加わった76カ国によるユネスコ特別政府間会議で採択された「教員の地位に関する勧告」の61項では、「教員は、生徒に最も適した教具及び教授法を判断する資格を特に有している」として、「教科書の選択並びに教育方法の適用にあたって、…主要な役割が与えられるものとする」とされています。教科書の選定にあたって教員が「主要な役割」を担うことは国際的な標準であり、日本政府や地方教育委員会も尊重すべきものです。

教科書は、学校教育の中心的な教材として重要な役割を果たしており、その採択が公正かつ適正に行われ、よりよい教科書が子どもたちに渡されることは国民全体の願いです。

記、1、公立学校における教科用図書の採択において、教職員や保護者・住民の声を採択に生かし、憲法と子どもの権利条約に基づく教科書を採択すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成27年9月15日。北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、占冠村長、占冠村教育委員会教育長、占冠村教育委員会委員長。以上です。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、意見書案第7号、日本国憲法子ども権利条約の理念を尊重した教科書採択を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 意見書案第8号

○議長（相川繁治君） 日程第17、意見書案8号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書の件を議題にします。

提案理由の説明を求めます。長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 意見書案第8号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書。このことについて、別紙

のとおり意見書を提案いたします。平成27年9月15日提出、提出者、占冠村議会議員、長谷川耿聰。賛成者、同、佐野一紀。賛成者、同、工藤國忠。

全文を朗読してご理解願いたいと思います。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態をも想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存が高く、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や森林整備加速化・林業再生対策等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取組みを支援してきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記、1、京都議定書第二約束期間における森林吸収量の国際的な算入上限値3.5%分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の

使途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林整備や木材利用のための安定的な財源を確保すること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、川上から川下に至る総合的な対策を地域の実情に合わせて柔軟に展開するため、「森林整備加速化・林業再生対策」を恒久化し、財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成27年9月15日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先は記載のとおりであります。以上よろしくご審議お願いいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、意見書案第8号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議員派遣の件

○議長（相川繁治君） 日程第18、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきまして、お手元に配布したとおりご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

よって議員派遣の件はお手元に配布したとおり決定しました。

◎日程第19 閉会中の継続調査・所管事務調査の申出

○議長（相川繁治君） 日程第19、閉会中の継続調査・所管事務調査の申出の件を議題とします。議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査、所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査、所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査・所管事務調査とすることに決定しました。

しばらく、休憩します。

休憩 午後1時47分

再開 午後2時01分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第1 議案第12号

○議長（相川繁治君） お諮りします。

ただいま、村長から議案第12号、平成27年度占冠村一般会計補正予算、第4号についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1号として議題にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

議案第12号を日程に追加し、追加日程第1号

として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第12号平成27年度占冠村一般会計補正予算第4号についての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 田中正治君。

○総務課長（田中正治君）新たに配布をさせていただきました、議案書ページで73ページになります。

議案第12号、平成27年度占冠村一般会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。

このたび提案いたします、占冠村一般会計補正予算、第4号は歳入歳出それぞれ630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億4070万円にしようとするものでございます。本補正予算は、トمام地区において、休業中となっていた石油スタンドを村有化による営業を行うため、施設を購入することからご提案するものでございます。以下、事項別明細書で歳入からご説明申し上げます。

77ページになります。歳入19款、1項繰越金において前年度繰越金630万円の増額でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。13款、諸支出、1項、普通財産取得費において、1目、土地取得費で施設用地1057㎡で324万5千円の増額でございます。2目、建物取得費で事務所24.3㎡他、関係施設一式で305万5千円の増額でございます。

議案書戻りまして74ページ、補正後の歳入歳入予算の金額は第1表歳入歳出補正予算のとおりでございます。以上よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君）これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 山本敬介君。

○5番（山本敬介君）今、提案がありました議題について質問したいと思います。

長らく空白地帯でありましたトمام地区にガソリンスタンドを再開しようということで、これは地域にとって住民にとって非常に有意義な提案であるというふうに考えるわけですが、ここに至った経緯を少し説明していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（相川繁治君）企画商工課長 松永英敬君。

○企画商工課長（松永英敬君）ただいまお尋ねがありました経緯についてでございますが、村でも休止以降ですね、やはり集落対策アンケート、あるいは住民懇談会における住民要望の中で特に焦点、ガソリンスタンドの再開という声が非常に高い状況にございました。議員協議会のほうでも若干ご説明をさせていただきましたけれども、再開にあたってやはり休業に至った経過、そういったものを村としてもどう捉えていくのか、こういったところから出発をいたしまして、補助金の支給ですとかあるいは住民出資による再開ですとか、いろいろな考え方を整理したところ、トمامの状況を鑑みたときに、やはりここは施設の取得を村が行うべきではないかということに至りまして、所有者の方と交渉を積み重ねてきたと。時間が掛かり過ぎたのではないかというご指摘も実際にあるかもしれませんが、断続的に、ここは粘り強く交渉させていただいたために若干時間を要したということでご理解をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（相川繁治君）5番 山本敬介君。

○5番（山本敬介君）実際に営業の開始の時期もしくは、営業形態について今決まっている方向性等あればお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君）企画商工課長 松永英敬君。

○企画商工課長（松永英敬君） 営業の開始の時期でございますが、こちらにつきましては今回、土地、建物の取得費用を計上させていただきまして村、村有施設となりましたら手続きとしましては、これから施設整備のほうに村としてはまず注力をしていくと。同時に運営主体こちらをどうしていくのかということを具体的な協議を進めてまいりますので、営業開始につきましては、できるだけ村の負担を少なくしていくために、国庫補助ないし、起債を使って整備を進めていきたいと考えておりますので、こちらの年度内の事業に手を上げるか、次年度の事業に手を上げるかこのへんの判断もございまして、国等とも相談をさせていただいた上で、そこについては判断をしていくことから、営業開始については次年度の施設整備、あるいは運営形態が整ったのち、なるべく早い時期にということ、漠然としてる回答となりますけれどもご理解を賜りたいというふうに思っております。

なお、形態につきましては施設は村で取得をさせていただくことになっておりますけれども、村営施設となりますと直営か、指定管理ということに施設管理の場合選択になりますので、ここは指定管理による運営というのを考えてございます。以上でございます。

○議長（相川繁治君。）他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（相川繁治君）これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君）討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第12号平成27年度占冠村一般会計補正予算第4号についての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長（相川繁治君） お諮りします。本定例会に付にされた案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（相川繁治君） これで、本日の会議を閉じます。

平成27年度第4回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午後2時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年12月14日

占冠村議会議長 相川 繁治

(署名議員)

占冠村議会議員 大谷 元江

占冠村議会議員 長谷川 耿聰